四国のまほろば　美馬市

美馬市総合計画

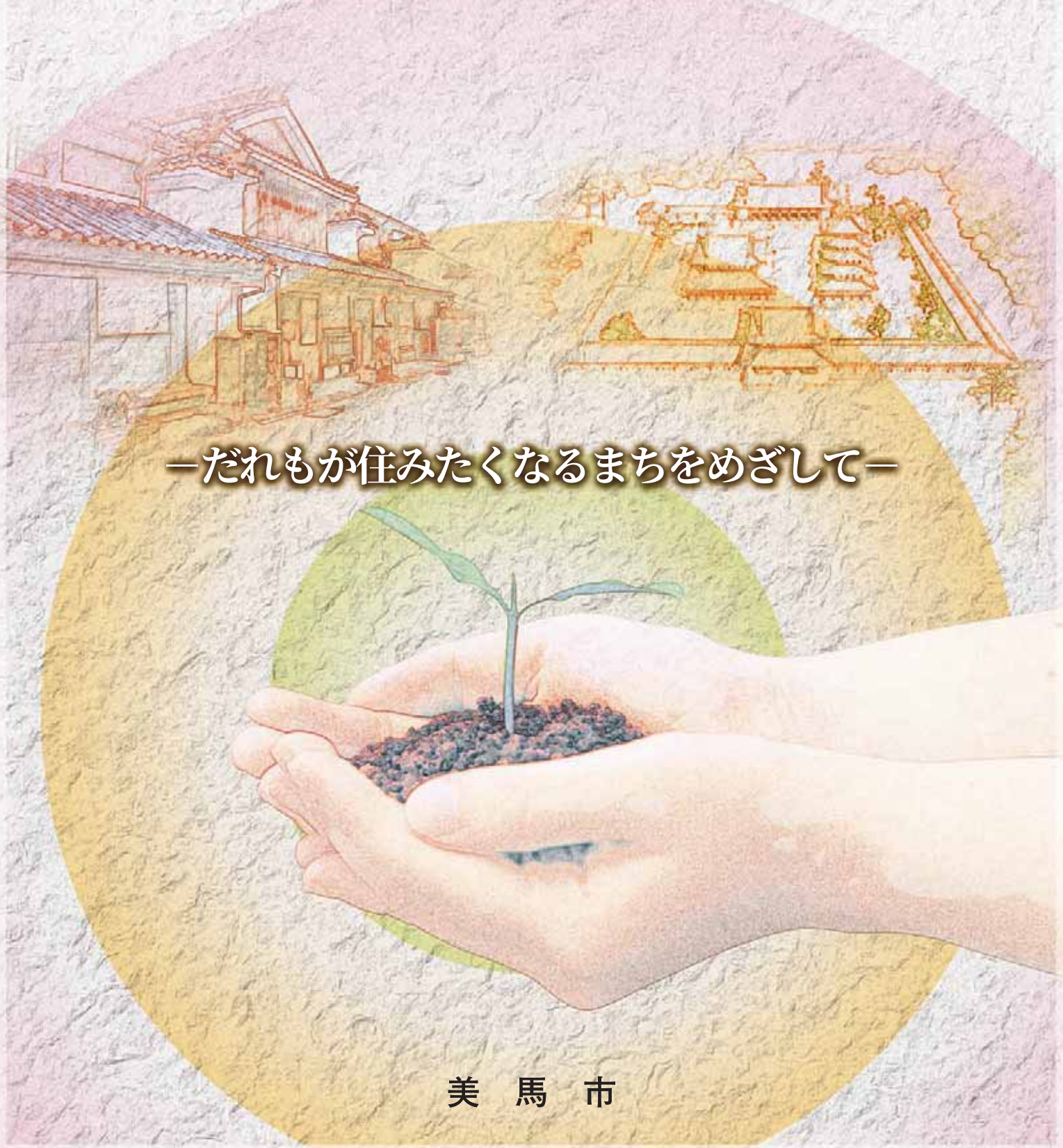

―だれもが住みたくなるまちをめざして―

美　馬　市

「四国のまほろば　美馬市」を目指して

平成17年3月に旧脇町、旧美馬町、旧穴吹町、旧木屋平村が合併して誕生した美馬市として初めての総合計画を策定しました。

本計画は、合併時に策定した「新市まちづくり計画」を継承・発展させ、新しい市として、さらなる飛躍を図るために、将来像を「四国のまほろば」と定め、その実現のために、市民と行政とがともに考え、チャレンジし、活動する、という「共創・協働」を基本理念としてまちづくりを進めていくこととしております。

この計画の策定にあたりましては、市民アンケートの実施やまちづくり市民会議の開催等を通して、多くの市民の皆様から、これからの本市を創っていくうえで貴重なご意見、ご提言をいただきました。

今後は、この計画に基づき、市民の皆様と一緒に新しい美馬市づくりを推進してまいります。本市に住むことが誇りとなり、多くの人々が訪れ交流できるまちを創るために全力で取り組んでいきますので、市民の皆様方の積極的な参画をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました市議会議員、総合振興計画策定審議会委員、地域審議会委員の皆様をはじめ、様々な形で貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの方々に心から感謝申し上げます。

平成19年3月

美馬市長　牧田 久

目次

第1部　序　論

第１章　はじめに　6

1　総合計画策定の趣旨　6
2　総合計画の位置づけ　6
3　総合計画の構成と期間　7

第２章　計画策定の前提となる背景　8

1　美馬市の現状　8
2　時代の潮流と抱える課題　14

第2部　基本構想

第１章　基本構想　20

1　まちづくりの理念　20

第２章　施策の基本方針　22

1　基本目標　22
2　施策の体系　24
3　人口の目標　26

第3部　基本計画

第１章　市民が大切にされるまちをつくる　30

Ⅰ　すべての人が尊重される社会をつくる　30
1　人権意識の向上　30
2　男女共同参画の推進　32

Ⅱ　健やかな暮らしを支える社会をつくる　34
1　健康づくり・保健サービスの充実　34
2　医療・救急体制の充実　36
3　生活保障制度の適切な運用　37
4　社会保障制度の普及促進　38

Ⅲ　地域で支えあい、ふれあえる環境をつくる　42
1　地域福祉の充実　42
2　高齢者福祉の充実　44

Contents

3　障害者（児）福祉の充実　47
4　児童・母子（父子）福祉の充実　48

Ⅳ　生きる力を育む教育環境をつくる　52
1　就学前教育の充実　52
2　義務教育の充実　54

Ⅴ　生涯を通じて学びあい教えあえる環境をつくる　56
1　生涯学習の推進　56
2　青少年の健全育成　58
3　生涯スポーツの振興　59

第２章　安心･安全･快適で便利なまちをつくる　62
Ⅰ　安心で安全な住環境をつくる　62
1　防災・危機管理対策の推進　62
2　消防対策の推進　65
3　交通安全・防犯対策の推進　66
4　消費生活の向上　68

Ⅱ　快適な住環境をつくる　69
1　上水道の整備　69
2　住宅・宅地の整備　70
3　景観に配慮したまちづくり　72
4　適正な土地利用の推進　75

Ⅲ　利便性の高い住環境をつくる　76
1　生活道路の整備　76
2　広域交通ネットワークの充実　77
3　市民交通システムの整備　78

第３章　環境と調和するまちをつくる　80
Ⅰ　豊かで美しい自然環境を守る　80
1　自然環境の保全と活用　80

Ⅱ　環境にやさしい社会をつくる　84
1　循環型社会の推進　84
2　生活環境対策の推進　85
3　下水処理対策の推進　86

第４章　活力がみなぎるまちをつくる　88
Ⅰ　暮らしを支える地域産業の活性化を図る　88
1　農林業の振興　88
2　商工業の振興　91
3　企業立地の促進　93

目次

Ⅱ　にぎわいを生み出す観光の振興を図る　94
1　観光の振興　94

第５章　人が集い、交流が生まれる魅力あるまちをつくる　98
Ⅰ　都市間交流の促進を図る　98
1　都市間交流と連携の促進　98
2　国際交流の推進　101

Ⅱ　美馬文化を継承・創造する　102
1　歴史・伝統の継承と保護　102
2　芸術・文化の振興　104

第６章　市民と行政による共創・協働のまちをつくる　106
Ⅰ　市民との共創・協働によるまちづくりを推進する　106
1　市民の主体的な地域づくりの推進　106
2　市民参画の推進　108
3　情報通信基盤の整備　109
4　提供情報の充実　112

Ⅱ　将来を見据えた自治体経営を推進する　114
1　効果的・効率的な行財政運営の推進　114
2　広域行政の推進　116

資料編　117

第１部

序論 Introduction

◎第１章　はじめに
◎第２章　計画策定の前提となる背景

第1章　はじめに

1　総合計画策定の趣旨

21世紀に入り、我が国は成熟時代を迎えるとともに、人口減少時代へと突入し、少子高齢化の一段の進行や国際化・高度情報化の進展、産業構造の変化など、大きな変革のうねりの中にあります。

また、「国のかたち」もその姿を変えつつあり、とりわけ地方分権の進展に伴い、その受け皿づくりとしての市町村合併が全国的に進んでいます。

こうした時代背景の中で、脇町、美馬町、穴吹町及び木屋平村の4町村においても、過去を振り返り、現実を踏まえ、将来を見据え、議論を重ねた結果、合併に踏み切ることとし、平成17年3月1日に美馬市の誕生を見ました。

美馬市総合計画の策定は、市制施行後初めての総合計画であり、合併時に作成した新市まちづくり計画を踏まえながらこれから歩み出す本市のまちづくりを、より発展的かつ具体的に推進することを目的として策定するものです。

2　総合計画の位置づけ

美馬市総合計画は、市民の多様な意見をはじめとして、国や県の動向を踏まえつつ、本市の将来的な姿を想定し、まちづくりの共通目標と市政の基本的な方針を明らかにするものです。

また、本計画は、市民一人ひとり、家庭や地域、企業、ＮＰＯ(※)、各種団体などそれぞれの主体が自主的、積極的に計画づくりに参画、協働しながら、新しい本市を築いていくための共通の目標となるものです。

※NPO：ＮＰＯとは、Non Profit Organization（利潤を分配しない組織）の頭文字をとったもので、通常、民間非営利組織と呼ばれている。1995年に起きた阪神淡路大震災で、ＮＰＯの活動が社会の注目を集め、それがきっかけとなって1998年12月に特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）が施行されている。

3　総合計画の構成と期間

美馬市総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

基本構想の計画期間は平成１９年度から平成２６年度までの８年間とし、本市の長期的な理念と将来像のもと、その実現のために必要なまちづくり構想の大綱を示すものとします。

基本計画は、基本構想に基づいて実施していく各部門の基本的な計画の方針と施策について総合的、体系的に示すことにより、実施計画の指針としていきます。計画期間は前期と後期に分け、平成２２年度までの４年間を前期とします。

実施計画では、基本計画に基づいて実施していく施策について、市民ニーズや諸制度の動向、財政状況などを考慮して短期の計画として示すこととし、向こう３か年の期間として策定し、毎年度更新していきます。

■計画の体系

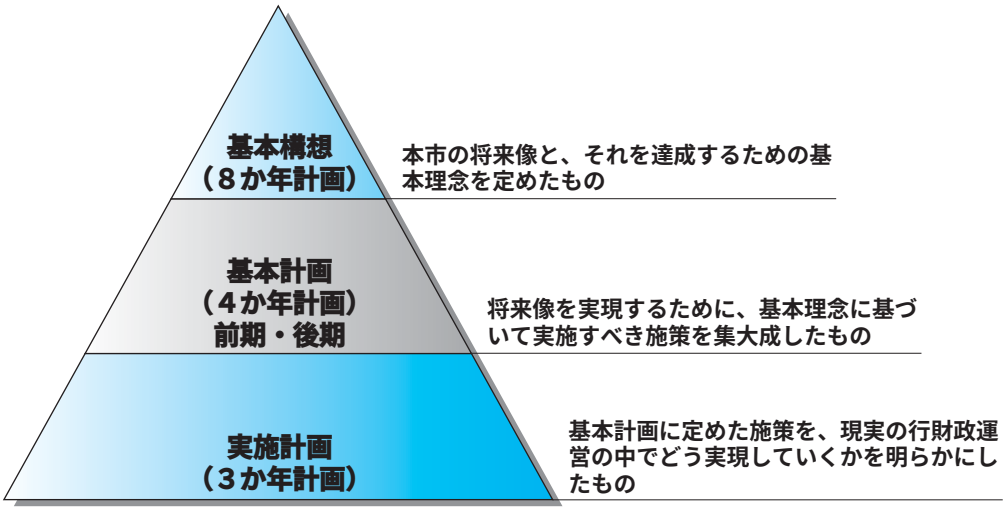

■計画の時間軸

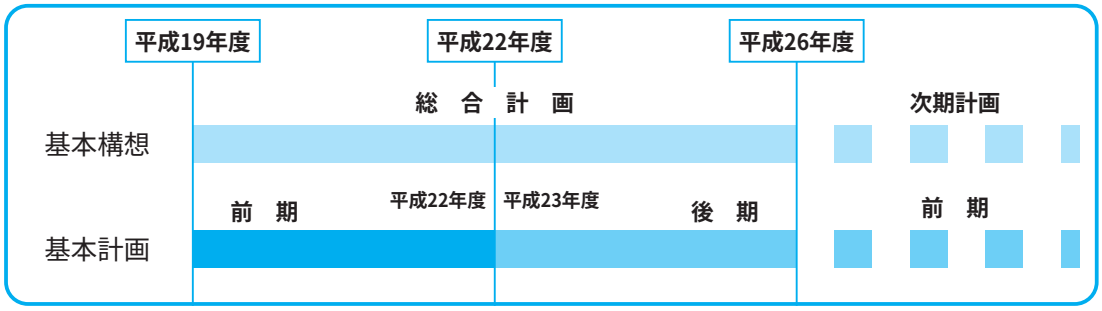

第2章　計画策定の前提となる背景

1　美馬市の現状

（1）位置・地勢

徳島県の西部に位置し、西側が三好郡東みよし町・美馬郡つるぎ町、三好市と、北側が讃岐山脈の山頂で香川県と、東側が阿波市・吉野川市・神山町と、南側が那賀郡那賀町と接しています。

総面積は367.38㎢で、市のほぼ中央を東西に吉野川が、南北には穴吹川等の吉野川水系の河川が流れ、その沿岸の平野部が主な可住地となっており、北側の讃岐山系、南側の剣山山系をはじめ、総面積の約8割が森林で清らかな水と豊かな緑に囲まれた自然の美しい地域です。

気候は、瀬戸内気候に属し、年平均気温が15.4℃と年間を通じて比較的温暖な気候ですが、平野部と山間部との寒暖の差は大きくなっています。

本市を通じる主要な道路交通は、徳島自動車道（市域内2インターチェンジ）、国道192号、193号、438号及び492号、主要地方道美馬・塩江線、鳴門・池田線があり、主要交通機関はＪＲ徳島線と路線バス5路線9系統が運行されています。

（2）歴史的背景

市内には、歴史的資産が多く残されています。「うだつの町並み」は、江戸から明治にかけて藍で栄えた往時を偲ばせる文化的価値の高い通りです。古い藍商の面影を残す本瓦ぶき、大壁造りの重厚な構えをした家々が約400メートルにわたり軒を連ね、隣家との境には「うだつ」と呼ばれる防火壁をもつ家が多く見られます。昭和63年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

「寺町」はその名のとおり、まちの一角に寺が建ち並び、古都の趣を感じさせています。池泉式枯山水の庭園がある願勝寺、本格的な能舞台を備えている安楽寺など、寺から寺への静寂とした歴史散策を楽しむことができます。

このほか、国指定の建造物に三木家住宅と旧長岡家住宅があります。有形重要文化財には最明寺の木造毘沙門天立像があり、史跡には段の塚穴、郡里廃寺跡（白鳳時代に建立された法隆寺に匹敵する大寺院跡）があります。また、国の登録有形文化財として、青木家住宅主屋など12の建造物があります。

（3）社会的条件

①人口、世帯数

合併時の平成17年3月1日時点の住民基本台帳人口は、35,295人で、平成7年10月1日時点の38,202人から7.6％の減となっていましたが、平成18年10月1日時点では34,613人となるなど合併後も本市の人口は減少しつづけています。

一方、平成17年3月1日時点の住民基本台帳世帯数は12,555世帯で、平成7年10月1日時点の11,848世帯から5.9％の増加となっていましたが、平成18年10月1日時点では12,699世帯と本市の世帯数は合併後も増加しつづけています。

また、平成17年国勢調査結果による人口予測では、平成17年から向こう10年間で65歳以上の人口推移がほぼ横這いであるのに対して、65歳未満の人口減少が約4,500人（△18.6％）となるなど、全体人口が減少する中、より一層の高齢化が進むと予想されます。

■将来人口の推計

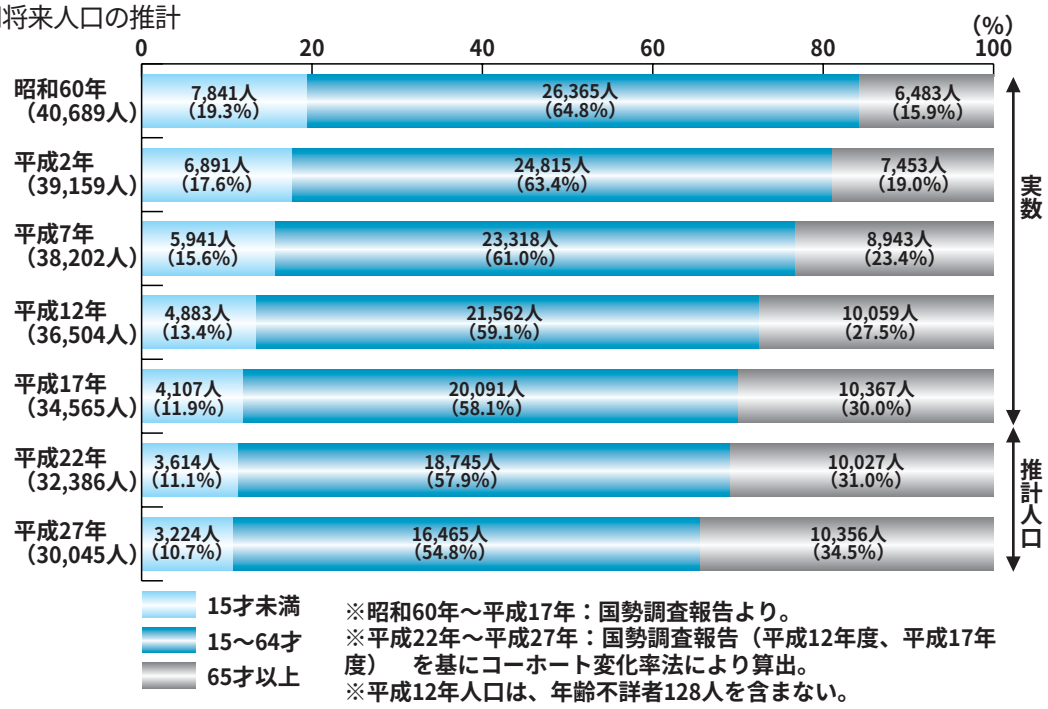

※昭和60年～平成17年：国勢調査報告より。
※平成22年～平成27年：国勢調査報告（平成12年度、平成17年度）　を基にコーホート変化率法により算出。
※平成12年人口は、年齢不詳者128人を含まない。

②産業

＜商　業＞

商店数は平成16年の調査で、卸売業63店、小売業496店となっており、小売業の業種構成は、飲食料品が40.1%、その他（医薬品・化粧品・燃料等）33.9%、繊維・衣料・身の回り品が12.5%、家具・什器・機械器具が7.5%となっています。

事業所数では、平成6年調査と比較すると卸売業が6%、小売業では26%の減少となっています。

特に、旧来の商店街は郊外型大型店舗等の進出の影響を受けるとともに、経営者の高齢化、後継者の不在等で廃業する店舗も多くなっており、多様化する消費者ニーズへの的確な対応策が課題となっています。

■商業の推移

区　分		平成6年	平成16年	増　減	増減率
商店数（店）	卸売業	67	63	△4	△6.0
	小売業	672	496	△176	△26.2
従業者数（人）	卸売業	461	443	△18	△3.9
	小売業	2,271	2,154	△117	△5.2
年間商品販売額（千万円）	卸売業	1,987	1,258	△729	△36.7
	小売業	3,307	3,235	△72	△2.2

参考資料：徳島県の商業（平成6年版、平成16年版）

＜工　業＞

工業の状況は平成15年の調査で、事業所数が116となっており、業種構成は、木材・家具が22.4%、食料・飲料等が16.4%、土石製品が12.1%、衣料・繊維製品等が10.3%となっています。

事業所数では、平成7年調査と比較すると29%の減少で、特に衣料・繊維製品等においては、70%の減少となっています。

また、本市の工業は、事業所全体の6割が従業者数10人未満の小規模零細企業であり、従業員一人あたりの製造品出荷額等は2,000万円弱であるなど低生産性等構造的、体質的に多くの問題を抱えており、経営基盤の強化策等が課題となっています。

■工業の推移

区　分	平成7年	平成15年	増　減	増減率
事業所数（所）	163	116	△47	△28.8
従業者数（人）	2,958	1,820	△1,138	△38.5
製造品出荷額（千万円）	6,167	3,553	△2,614	△42.4

参考資料:徳島県の工業（平成7年版、平成15年版）

＜農　業＞

平成12年農林業センサスによる農家総数は3,610戸（専業563戸、兼業3,047戸）で、経営耕地面積は1,607ha（田947ha、畑452ha、樹園地208ha）であり、1戸あたりの平均耕地面積は44.5aの経営規模となっており、県平均の62.8aを大きく下回っています。

農業粗生産額は、83.8億円で、耕種37.8%、畜産62.0%、養蚕0.2%の内訳となっています。

平成2年と比較すると、農家数で18%、経営耕地面積で27%の減少となっており、効率的かつ安定的な農業経営の確立が課題となっています。

■農業の推移

区　　分	平成2年	平成12年	増　減	増減率
農家数（戸）	4,404	3,610	△794	△18.0
経営耕地面積（ha）	2,190	1,607	△583	△26.6
農業粗生産額（千万円）	1,253	838	△415	△33.1

参考資料:1990年世界農林業センサス、2000年世界農林業センサス

＜林　業＞

平成12年農林業センサスによる本市の森林面積は、29,116haで市全体の8割を占めています。一方、林家数は、1,726戸で、平成2年と比較すると46%の減となっているうえ、ほとんどが小規模所有者で、財産保有としての形態が多く、労働力不足や採算性の低さから、間伐等森林管理の遅れが目立っています。

一方、本市の地形や河川、居住の状況から見ると、森林のもつ水源かん養機能や環境保全機能の保持は住民生活と密着しており、今後も育成途上にある人工林等の整備と、林道等生産基盤整備の継続的な取り組みが課題となっています。

■林業の推移

区　　分	平成2年	平成12年	増　減	増減率
林野面積（ha）	29,371	29,116	△255	△0.9
林家数（戸）	3,190	1,726	△1,464	△45.9
保有山林面積（ha）	10,840	8,836	△2,004	△18.5

参考資料:1990年世界農林業センサス、2000年世界農林業センサス

（4）市民の意識

美馬市総合計画の策定にあたり、市内全世帯を対象とした「市民意識調査」を実施するとともに、「まちづくり市民会議」を設置し、様々な分野で、多くの意見・要望・提言等をいただきました。

全体的に様々な期待が寄せられているものの、その根底を流れる共通意識にあるものは、日常生活に密着した生活環境の整備や地域コミュニティなどのやすらぎを得られる生活空間づくりであり、また、産業の振興による就労対策など地域の活力を高め、経済の底上げを図る施策展開であると考えられます。

①市民意識調査

市民意識調査では、属性に関する設問を除き36項目についてお聞きしました。

そのうち、今後の市政の重点施策として何を望みますかという設問では、全体では、「5．高齢者福祉及び障害者福祉の充実」、「4．保健・医療・施設及び体制の整備・充実」、「2．道路・河川・公園・緑地の整備」、「3．上下水道・排水処理施設等の生活環境の整備」の順に期待が高くなっています。

■市民意識調査結果

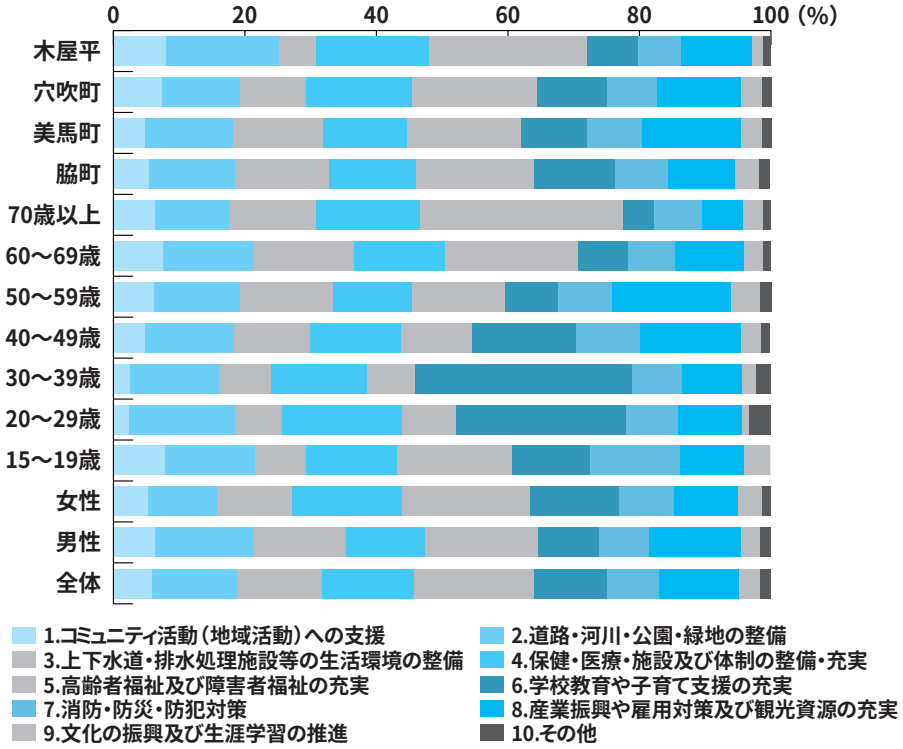

しかし、年齢別では、20歳から49歳までは「6．学校教育や子育て支援の充実」が一番多く、50歳台では「8．産業振興や雇用対策及び観光資源の充実」が一番多くなっており、年代ごとのライフステージによって意識の違いが現れる結果となりました。

また、国をあげての重要課題となっている少子化対策では、本市がとるべき施策として、安心して結婚し、子どもを産み育てられる環境づくりとして、「企業誘致を始めとした雇用の充実」、「託児施設の整備」に、地域・年代別を問わず高い期待が寄せられました。

一方、居住地としての本市への愛着度は高く、今後も本市にずっと住み続けたいと回答された方は、年代によって違いがあるものの全体では63%を占めています。

しかし、市民と行政との協力関係では、十分なパートナーシップが築けていないことを示す結果となっており、今後の行政運営のあり方が問われています。

②まちづくり市民会議

まちづくり市民会議では、次の4分野に分かれてご意見をお聞きしました。

Ⅰ） 基盤整備・環境分野

- **防災面：**日常生活における市民一人ひとりの意識高揚の大切さや、大規模災害時に向けた対応の周知徹底と、防災のみならず地域間交流の観点からも小学校区を単位とした広域的な組織の必要性があがっていました。
- **道路交通面：**基幹的な道路整備の必要性があがっていました。
- **地域情報化面：**市内全域を対象とする高速大容量の情報通信基盤の必要性と活用があがっていました。
- **環境面：**不法投棄の防止対策と投棄されたごみの処理対策や、下水道整備にかかる将来ビジョンの必要性などがあがっていました。

Ⅱ） 保健・福祉分野

- **保健・医療面：**情報通信機器を使った保健と医療の連携などひとり暮らしの高齢者等の健康管理の必要性があがっていました。
- **健康づくり・予防医療の充実面：**食の安全を含む病気にならないための日常的な対策と普及の必要性があがっていました。
- **地域福祉面：**介護保険、障害者支援、医療制度改革に伴う地域密着型の施策展開やボランティアなどの人材育成の必要性があがっていました。
- **高齢者福祉・障害者福祉面：**在宅福祉の充実と公共施設のバリアフリーの充実があがっていました。
- **児童・母子（父子）福祉面：**様々な子育て支援対策の必要性や、少子化対策として、子どもを産み、育てられる環境づくりの必要性があがっていました。
- **社会保障制度面：**介護保険制度の地域包括支援センターの意義などがあがっていました。

III）産業分野

●**農業面：**学校給食、産直市での地産地消の促進や、特産品の開発、ブランド化による高付加価値化、さらには、交流による担い手対策があがっていました。

●**畜産面：**養鶏の団地化・企業化の必要性があがっていました。

●**林業面：**木製品の活用など行政支援の必要性があがっていました。

●**小売商業面：**顧客の獲得策があがっていました。

●**観光面：**広域的な連携とホスピタリティー（※）の必要性があがっていました。

IV）教育・文化分野

●**人権教育面：**市の基本方針の必要性があがっていました。

●**学校教育面：**図書館の充実と国語力をつける施策の必要性や、障害児教育、奨学資金の充実による教育の機会保障、長期的な視点に立った学校の適正配置と施設整備、さらに、廃校舎を活用した地域振興策、学校給食における地産地消と食の安全などがあがっていました。

●**社会教育面：**公民館活動の重要性、子ども会活動、異文化など様々な分野での交流機会や交流場所の確保や、図書館の充実の必要性、また、文化財の保存と活用策のあり方、さらに、スポーツ振興の必要性などがあがっていました。

能楽

2　時代の潮流と抱える課題

（1）地方分権の進展

国と地方自治体を対等・協力の関係とするいわゆる地方分権一括法が平成12年に制定され、地方分権が本格化しています。

また、地方分権の一環として国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しなど（三位一体の改革）が進められ、国も地方も財政が逼迫し、長期債務が増大する中、その構造的な転換が重要な課題となっています。

さらに、これまで行政主導で行われがちであった施策・事業について、その効果や効率をはかる行政評価の重要性、特に市民の視点から行政サービスを点検・評価する必要性が高まり、様々な市民の主体的な活動と相まって、まちづくりへの市民参加が盛んになっています。

人々の価値観やライフスタイルが多様化する中で、市民が望むまちづくりを進めるために、市民の参画を得ながら、今後の本市の行政運営のあり方を検討していく必要があります。

※ホスピタリティー：ホスピタリティー（hospitality）は英語で、心のこもったもてなし、歓待の精神、という意味。特に、ホテルや外食、観光立国などにおけるサービスのよさを評価する際に用いられる。

（2）少子化の進行

我が国では昭和50年代から徐々に合計特殊出生率が低下し、平成17年には人口置換水準を大きく下回る1.25になっています。

少子化については、現在の社会構造が結婚や子育てに積極的な夢や希望を見い出せなくなったことに起因する社会現象であるといわれ、その要因として、若者の価値観の多様化やライフスタイルの変化、また、現在の雇用を取り巻く情勢があげられています。

国では、有効な対策が見い出せない状況ですが、本市においても、若者が夢や希望をもって働き、生活できる雇用環境の充実に努め、次代を担う子どもを安心して産み育てられる環境づくり、若者定住施策の充実が求められています。

（3）高齢化の進行

医療技術の進歩等により、老年人口（65歳以上）は増え続け、今後、いわゆる団塊の世代の高齢化、少子化による若年人口の減少などに伴い、高齢化率は急激に上昇すると考えられます。

こうした状況を踏まえて、年金制度、介護保険制度や障害者支援制度、さらには、医療制度改革などセーフティネットとしての社会保障制度全体の再構築が急速に進んでいますが、多くの課題が残されているのが実情です。

このため、今後は、医療保険や介護保険に過度に依存せず、健やかに暮らせる仕組みづくり、健康に対する自覚と意識の高揚を図る施策の充実が重要になっています。

また、元気な高齢者の知識や技術が様々な場面で活かされる生きがいづくり、就労のための環境づくりも必要になっており、高齢者がその能力を充分に発揮でき、地域で安心して生活できる仕組みづくりを行政と地域、ＮＰＯ等が連携・協働し、構築していくことが求められています。

（4）生涯学習意識の高まり

近年の人々の価値観は、「物の豊かさ」より「心の豊かさ」を重視し、生活の質やゆとり、くつろぎを求めるライフスタイルへと移りつつあり、多様な価値観が好まれるようになっています。

一方、教育の分野でも個性や得意分野を尊重した創造力のあるひとづくりが注目されています。

このため、自らが学び主体的に参画できる生涯学習、スポーツなどの多様なニーズに対応できる人材の育成や環境の整備が求められています。

（５）情報化の進展

世界的にインターネットや携帯電話などの普及がめざましく進み、ネットワーク上で国境を越えた情報交換や電子商取引など、新たな文化やビジネスも広がっています。

我が国においても、政府は平成１２年のｅ－Ｊａｐａｎ構想（※）に引き続き、平成１６年にはｕ－Ｊａｐａｎ構想（※）を打ち出し、世界最先端のＩＣＴ（※）国家の実現を目指しています。

そうした流れの中で情報インフラの整備が進み、より高速で大容量の情報のやり取りが可能になり、双方向での情報交換や即時的な情報の共有化が容易になるユビキタス（※）社会が現出しています。

また、情報通信機器を活用した時間と場所に縛られない働き方やインターネット上での電子商取引の普及などは、私たちの生活に一層の多様性と利便性をもたらす一方で、情報管理の面でリスクを増大させるとともに、新たな犯罪発生の防止が課題となっています。

※ｅ－Ｊａｐａｎ構想：日本を5年以内に世界で最先端のＩＴ国家にするために、政府が打ち出したＩＴ基本戦略の名称。2001年1月に策定され、全国民がＩＴの恩恵を享受できる社会の実現を目指しており、それと同時に、産業分野での国際競争力の強化や経済構造の改革、国民生活の利便化などを成功させることを目的としている。

※ｕ－Ｊａｐａｎ構想：総務省は「e-Japan戦略」で整備された通信インフラを利用・進展させ、2010年までに日本をユビキタスネット社会へと発展させていくことを目標とする「u-Japan構想」を2004年5月に提示。単に生活の利便性を向上させることだけでなく地域や経済への波及効果も視野に入れている。

※ＩＣＴ：ＩＣＴとは、Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術を表す言葉。日本ではＩＴ（Information Technology）が同義で使われていたが、ＩＴに「Communication（コミュニケーション）」を加えたＩＣＴの方が、国際的には定着していることを踏まえ、総務省より出されていた「ＩＴ政策大綱」が、2004年度より「ＩＣＴ政策大綱」に名称変更されている。

※ユビキタス：ユビキタス（Ubiquitous）とはラテン語で、いたるところに存在する（遍在する）という意味。欲しい情報がいつでもどこからでも手に入るという意味で用いられている。

（6）国際化の進展

情報通信網や交通網の発達により、時間・距離の制約が急速に緩和され、企業活動をはじめ、人、もの、文化などの様々な分野で国境を越えた交流が可能となり、地域や事業者あるいは個人が直接的に世界と交流する機会が増えています。

こうした中で、日本国内に居住する外国籍市民も増加し、雇用問題や社会保障をめぐる問題などが発生するとともに、生活様式や価値観の違いからくる不安やトラブルなども身近なものになっています。

人権を尊重しながら、外国人も安心して暮らせる社会環境を整えるとともに、私たち一人ひとりが異なる文化を理解し、様々な考え方を認めることで、より開かれた多様で豊かな文化を創出することが重要な課題になっています。

（7）環境意識の高まり

我が国では、平成5年に環境基本法が制定され、その後、循環型社会形成推進基本法や家電、自動車など各種リサイクル関連法が相次いで整備されつつあり、市民の日常的な暮らしの中でも環境との関わりが増えています。

今後、都市形成の中での自然環境の保全、代替エネルギーの活用、身近な生活の中でのごみの減量や再利用、再資源化など、私たち一人ひとりが意識の転換を図り、循環型社会を実現することにより、環境に対する影響を最小限にとどめ、美しく豊かな自然を次世代に引き継いでいく必要があります。

本市においても、産業構造や生活環境の変化に伴い、市街地周辺における農地の減少や荒廃、さらには生活排水による河川環境の悪化が進んでおり、都市的土地利用と農業的土地利用との調和を図るとともに、公共下水道等の生活環境の整備が急がれます。

また、山間部については、森林のもつ公益的機能に配慮し、災害に強い森林資源の整備を進め、環境負荷の少ない自然環境と調和したまちづくりを進めていく必要があります。

緑化作業

（8）安全への関心の高まり

平成7年の阪神淡路大震災を契機に、地震や災害に強い都市づくりへの意識が高まり、全国的に公共施設の耐震化等都市環境の整備、消防力の強化、自主防災組織や災害ボランティアの活動が活発になっています。

また、近年ではひったくりや空き巣などの犯罪が身近で発生するケースが増え、女性や高齢者、子どもたちの被害者が増加しています。

こうしたことから、ハード面の整備や専門機関の機能向上を着実に進めるとともに、一人ひとりが日頃から安全確保に関心をもって備えをしながら、地域における連携体制を整えておく必要性が改めて求められています。

一方、本市の道路網は、徳島自動車道の2つのインターチェンジ、南北に走る国道193号・492号及び国道438号、そして東西に走る国道192号及び主要地方道鳴門・池田線を基軸として骨格が形成されています。

しかし、山間部が多いことから冬季における積雪など様々な地形的、地域的な制約の緩和が課題となっています。

また、平地部においても安全で快適な道路網とはなっておらず計画的な整備を進めていく必要があります。

美馬インターチェンジ

国道192号

第2部 Grand Vision

基本構想

◎第1章　基本構想
◎第2章　施策の基本方針

第1章　基本構想

1　まちづくりの理念

（1）将来像

本市は、吉野川、穴吹川といった日本に誇れる清流や剣山、竜王山、大滝山といった美しい山々など豊かな自然環境にも恵まれ、郡里廃寺跡や「うだつの町並み」に象徴されるように、古来、県西部の政治経済の中心地として栄えてきました。

これらの先人が培ってきた歴史・文化を継承しながら、市民の定住意識や地域への愛着を大切にし、本市に住むことが誇りとなるようなまちづくり、多くの人々が訪れ交流できるまち、すべての市民の基本的人権が保障され、それぞれのライフステージにおいて常に元気に活動できるまちを創造するため、本市の将来像を次のように設定します。

将来像

四国のまほろば　美馬市

―　だれもが住みたくなるまちをめざして　―

「まほろば」とは、「すばらしいところ」「住みよいところ」を表す古語で、古事記や万葉集に出てくる言葉です。
本市では、目指すべきまちづくりのイメージとして、これを、「文化の香りが高く、周囲を山々で囲まれた、実り豊かな土地で美しく住みよいところ」として描いています。

（2）基本理念

まちを創っていくのは市民一人ひとりです。市民と行政は、情報や目的意識を共有し、ともに考え、種々の施策に挑戦し、役割を分担しながら協働していきます。

このため、本市の将来像を実現するための基本理念は、

「共創・協働」

とします。

この基本理念をもとに、将来像を実現していくために、まちづくりの方向として次の基本方向を設定します。

【基本方向】

1 一人ひとりの市民が健康でいきいきと暮らせるまちづくり

人と人とが支えあえる地域社会が形成され、安心して健やかに暮らせるまち、男女共同参画が進むとともに、生涯を通じた自己実現のための活動機会が保障されるまちを目指します。

2 環境と調和し、安全・快適で便利なまちづくり

危機管理体制が確立され、快適で利便性の高い住環境が整備されるまち、環境負荷に配慮し、豊かな自然環境を次世代に継承していく潤いとやすらぎのあるまちを目指します。

3 人が集い、交流が生まれる活力と魅力あるまちづくり

個性ある歴史・文化を保存継承しながら、地域の特性を活かした産業振興が進むまち、人々が集まり、多様で活発な交流が展開される活力あるまちを目指します。

第2章　施策の基本方針

1　基本目標

（1）市民が大切にされるまちをつくる

基本的人権が尊重され、年齢、性別、国籍等を問わず、すべての人が個性と能力を発揮できるまちをつくります。

また、少子高齢化は本市にとっても大きな課題です。市民が健康で生きがいを感じ、安心して子どもを産み育てることができるよう、保健・医療・福祉が一体となった施策展開を進めます。

さらに、市民の日常生活に必要となる多様なサービスの機会と情報の提供を進めるとともに、人は何物にも代えがたい地域の財産であるという認識のもと、学校教育や社会教育等にかかる教育環境の整備と人材の育成を図っていきます。

（2）安心・安全・快適で便利なまちをつくる

都市の機能は、安全性と利便性が一体となって初めて確立されます。

このため、風水害や、大規模地震による災害等を想定した総合的な防災対策に取り組むとともに、広域的な消防・救急救助体制の確立や危機管理体制の構築を図っていきます。さらに、地域活動や市民活動などと連携した防犯対策の充実を図ることにより、安心して暮らせるまちをつくります。

また、上水道、地域交通網、公園・緑地などの生活基盤の整備や、広域交通網へのアクセス向上などにより、快適で利便性が高い生活空間を創出していきます。

（3）環境と調和するまちをつくる

二酸化炭素排出削減や省資源・省エネルギー対策といった地球規模での環境問題が重要になっています。このため、市民の理解と認識を深めながら、環境負荷の少ない暮らしに向けて、廃棄物の適正処理と再資源化の推進、自然エネルギーやリサイクルエネルギーといった、新エネルギーに関する情報発信と有効活用の取り組みを推進し、市民、企業、行政が一体となって、資源循環型社会の実現を目指します。

また、森林や農地などがもつ治水や、国土保全、水源かん養、健康増進などの公益的機能を重視し、自然と共生し調和する環境整備を進めます。

（4）活力がみなぎるまちをつくる

地域の活力は、そこで展開される人々の地域活動、商業や工業、農業やサービス業といった産業活動に現れてきます。

このため、地域の特性を活かした活力ある農林業の育成、まちづくりと一体となった商工業の振興、中小企業の経営基盤の強化等を図るとともに、企業誘致など魅力ある雇用の場の創出に努め、地域の暮らしを支える産業がいきいきと発展するまちをつくります。

また、「うだつの町並み」をはじめとする市内の観光資源を有効活用するとともに、近隣自治体との連携を図りながら、広域型、滞在型、交流型などの様々な施策展開を模索し、観光関連産業の育成を進めていきます。

（5）人が集い、交流が生まれる魅力あるまちをつくる

「人が集い、交流することで新しい文化が生まれ、文化の厚みが増すことによって魅力が高まり、より多くの人が集い、さらなる文化が生まれる」といった文化と観光の相乗効果をねらったまちづくりが求められています。

このため、本市の伝統文化の継承と活用を進めるとともに、多様化する価値観やライフスタイルにあわせた芸術・文化活動の振興に努めていきます。そうした活動や、姉妹都市交流などにより、関西圏や中国圏をはじめ、様々な地域や国内外との多様な交流が広がるまちをつくります。

さらに、行政と民間との連携により、いわゆるＵＪＩターンを希望する都市在住者を支援する仕組みづくりに取り組むなど、交流人口、定住人口の増加施策を推進します。

（6）市民と行政による共創・協働のまちをつくる

今後も進展が予想される自治体再編や地方分権に対応するため、行財政改革を進めるとともに、広域行政の促進を図ります。

また、情報通信基盤の整備を行うことにより、行政情報の積極的な提供に努めるとともに、市民と行政が情報を共有しながら自分たちのまちのよさを確認し、市民がまちづくりに参加しやすい仕組みづくりと、協働体制を充実させ、自治会などの地域コミュニティ、ＮＰＯなどの声と力を結集することにより、自主自立のまちを築き上げていきます。

2　施策の体系

将 来 像　四国のまほろば　美馬市

基本理念　共創・協働

基本目標と施策

1　市民が大切にされるまちをつくる

Ⅰ　すべての人が尊重される社会をつくる

1.人権意識の向上
2.男女共同参画の推進

Ⅱ　健やかな暮らしを支える社会をつくる

1.健康づくり・保健サービスの充実
2.医療・救急体制の充実
3.生活保障制度の適切な運用
4.社会保障制度の普及促進

Ⅲ　地域で支えあい、ふれあえる環境をつくる

1.地域福祉の充実
2.高齢者福祉の充実
3.障害者（児）福祉の充実
4.児童・母子（父子）福祉の充実

Ⅳ　生きる力を育む教育環境をつくる

1.就学前教育の充実
2.義務教育の充実

Ⅴ　生涯を通じて学びあい教えあえる環境をつくる

1.生涯学習の推進
2.青少年の健全育成
3.生涯スポーツの振興

2　安心・安全・快適で便利なまちをつくる

Ⅰ　安心で安全な住環境をつくる

1.防災・危機管理対策の推進
2.消防対策の推進
3.交通安全・防犯対策の推進
4.消費生活の向上

Ⅱ　快適な住環境をつくる

1.上水道の整備
2.住宅・宅地の整備
3.景観に配慮したまちづくり
4.適正な土地利用の推進

Ⅲ　利便性の高い住環境をつくる

1.生活道路の整備
2.広域交通ネットワークの充実
3.市民交通システムの整備

3　環境と調和するまちをつくる

Ⅰ　豊かで美しい自然環境を守る

1.自然環境の保全と活用

Ⅱ　環境にやさしい社会をつくる

1.循環型社会の推進
2.生活環境対策の推進
3.下水処理対策の推進

4　活力がみなぎるまちをつくる

Ⅰ　暮らしを支える地域産業の活性化を図る

1.農林業の振興
2.商工業の振興
3.企業立地の促進

Ⅱ　にぎわいを生み出す観光等の振興を図る

1.観光の振興

5　人が集い、交流が生まれる魅力あるまちをつくる

Ⅰ　都市間交流の促進を図る

1.都市間交流と連携の促進
2.国際交流の推進

Ⅱ　美馬文化を継承・創造する

1.歴史・伝統の継承と保護
2.芸術・文化の振興

6　市民と行政による共創・協働のまちをつくる

Ⅰ　市民との共創・協働によるまちづくりを推進する

1.市民の主体的な地域づくりの推進
2.市民参画の推進
3.情報通信基盤の整備
4.提供情報の充実

Ⅱ　将来を見据えた自治体経営を推進する

1.効果的・効率的な行財政運営の推進
2.広域行政の推進

3　人口の目標

本市においては、過疎化、少子化の影響により数十年来人口の減少が進んできましたが、近年、全国的に人口の減少傾向に転じた中で、さらに、人口減少が加速化されることが懸念される状況になっています。

平成12年と平成17年の国勢調査人口をもとにコーホート法で推計した将来人口では、平成22年10月には32,386人、平成27年10月には30,045人まで減少すると予測されています。

このため、雇用の場の確保や住環境の整備など、安心して住み続けたい、移り住みたくなるまちづくりを進めるとともに、年間30万人といわれる観光客をはじめ、本市を訪れる多くの来訪者と市民が相互に深い交流を築いていく交流人口の増加を目指すことにより、人口の目標を次のとおり設定し、これにあわせた適切な施策を展開していきます。

平成27年3月末の人口

32,000人

スポーツ少年団駅伝

第３部 Master Plan

基本計画

◎第１章　市民が大切にされるまちをつくる
◎第２章　安心・安全・快適で便利なまちをつくる
◎第３章　環境と調和するまちをつくる
◎第４章　活力がみなぎるまちをつくる
◎第５章　人が集い、交流が生まれる魅力あるまちをつくる
◎第６章　市民と行政による共創・協働のまちをつくる

第1章

市民が大切にされるまちをつくる

Ⅰ　すべての人が尊重される社会をつくる
Ⅱ　健やかな暮らしを支える社会をつくる
Ⅲ　地域で支えあい、ふれあえる環境をつくる
Ⅳ　生きる力を育む教育環境をつくる
Ⅴ　生涯を通じて学びあい教えあえる環境をつくる

第1章　市民が大切にされるまちをつくる

Ⅰ　すべての人が尊重される社会をつくる

1　人権意識の向上

（1）人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

基本的人権の享有が憲法で保障されているにも関わらず、今日においても依然として家庭、学校、地域社会など社会生活の様々な局面において、生命・身体の安全に関わる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害などによる不当な差別、その他の人権侵害がなお存在しています。その上、国際化、情報化、高齢化など社会経済状況の変化を背景に新たな人権問題も発生しています。これらの人権問題が根強く存在する要因は、一人ひとりに人権尊重の理念の正しい理解が、未だ十分に定着していないことが指摘されています。

平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、美馬市においても「人権条例」を平成18年4月に施行しました。これらの法律、条例では「国の責務」、「地方公共団体の責務」、「国民の責務」が定められており、人権が尊重される社会づくりを目指して、人権尊重の理念が市民一人ひとりに定着するように、人権教育・啓発を積極的に推進し、人権問題を解決していかなければなりません。

【施策の基本】

家庭、学校、地域、企業などのあらゆる場を通じて人権教育を推進し、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るとともに、人権相談事業等の充実を図ります。また、同和問題については、総合的な視野に立ち、計画的・主体的な取り組みを推進します。

【施策の内容】

1．人権意識の高揚

●家庭、学校、地域、企業、各種団体、関係機関と連携を図りながら、あらゆる場と機会を通じて人権教育・啓発を推進します。

●市民一人ひとりの主体的、自発的な学習を促し、市民が主体となって学ぶ人権教育・啓発を推進します。

2．人権教育・啓発の指導内容や方法の工夫・改善

●市民から幅広い理解と共感が得られるよう、内容や実施の方法に工夫改善を図りながら推進します。

●同和教育・同和啓発によって積み上げられてきた成果や取り組みの手法への評価を踏まえた人権教育・啓発の充実を図ります。

●「生命の尊重」、「法の下の平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチにより、双方の視点から人権教育・啓発に努めます。

3．人権相談の推進

●複雑多様な社会的事情により、様々な人権問題が生じてきていることから、それらの問題解決のための人権相談について、各関係機関と連携を図ります。

4．隣保館運営の充実

●関係行政機関、社会福祉施設、ＮＰＯ法人（※）等と密接な連携を図り、地域住民の生活上の相談に応じ、適切な支援活動に努めます。

●人権・同和問題の最先端機関として、同和問題を中心にあらゆる人権問題に関する理解を深めるため、日常生活に根ざした啓発活動に努めます。

●地域交流活動を活発に行うため、各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動を盛んにし、住民相互の理解を深め率直な意見交換ができるよう、きめ細やかな事業展開に努めます。

●各種諸機関、ボランティア団体等との緊密な連携を保ちながら地域住民の人権意識と社会的自覚の高揚に努めます。

5．市職員研修の推進

●市職員研修の開催、地域懇談会への主体的な参加等を促進し、市職員の自己研鑽を深め資質の向上に努めます。

※ＮＰＯ法人：ＮＰＯとは、Non Profit Organization（利益を分配しない組織）の頭文字をとったもので、通常、民間非営利組織と呼ばれている。1995年に起きた阪神淡路大震災で、ＮＰＯの活動が社会の注目を集め、それがきっかけとなって1998年12月に特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）が施行されている。

2　男女共同参画の推進

（1）男女共同参画の推進

【現状と課題】

平成11年の「男女共同参画社会基本法」の制定に伴い、男女共同参画社会の実現は、21世紀の国の最重要課題と位置づけられ、基本計画のもと具体的施策が講じられてきました。しかし、現実には、地域、家庭、職場など、様々な場において、成人男女の大半が、男性優位の社会と感じるなど、多くの課題が残っています。

また、最近、ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）(※) の問題に関する社会の認識も高まってきており、平成13年4月に「配偶者暴力防止法」が制定され、県では、平成17年「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」が策定されています。

美馬市においても、配偶者からの暴力への対応は、男女共同参画社会の形成を図っていく上で克服すべき重要な課題となっています。

【施策の基本】

男女共同参画社会の形成と促進を図るため、基本計画を策定し、市民の男女共同参画意識の確立と女性のエンパワーメント (※) の推進、女性が政治及び経済活動に参加し意思決定に参加できるかどうかをはかるジェンダー・エンパワーメント指数の向上に努めます。

※エンパワーメント：力をつけること
※ＤＶ：ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略。夫婦間、パートナー間、親子間、兄弟間など家庭内の様々な形態の暴力のこと。

【施策の内容】

1．普及・啓発事業の実施

●講習会やセミナーの開催により、地域の女性リーダーを養成します。また、各地域の実情にあったきめ細やかな活動により、男女共同参画意識の啓発を行います。

2．女性のチャレンジ支援の推進

●女性の人材育成、審議会への女性の登用等に努め、市政・まちづくりへの女性の参加を促します。

3．仕事と家庭の両立支援の推進

●市内の事業所等における両立支援の取り組みを促すことで、男女の仕事と家庭の両立を図ります。

4．女性に対する人権擁護の推進

●相談事業、ＤＶ対策の取り組みを図ります。

Ⅱ　健やかな暮らしを支える社会をつくる

1　健康づくり・保健サービスの充実

（1）健康づくりの推進

【現状と課題】

食生活の多様化、ライフスタイルの変化は、メタボリックシンドローム（※）をはじめとする様々な生活習慣病を引き起こす要因となっています。

一方、ウォーキング人口の増加や、自然食品・ダイエットブームに見られるように、多くの人々が健康づくりについて非常に高い関心を寄せるようになってきました。このような状況から、市民一人ひとりが自らの健康状態を自覚し、健康増進に取り組めるよう、環境整備を含めた施策を進めていく必要があります。

また、少子化や核家族化、地域連帯意識の希薄化が進む中、身近に交流できる相手や子育ての悩みを相談する相手がいないなど、孤立する親子が増えています。そのため、市民が安心して次代を担う子どもたちを育てていくことができる地域社会をつくっていくことが必要です。

このようなことから、健康と健康づくりに関する知識の普及や生涯を通じて自分の健康状態を把握できるシステムの整備を推進していくとともに、健康・福祉を支える人材を育成し、保健・医療サービスと、福祉サービスとの連携を図ることが、重要な課題となっています。

【施策の基本】

生涯にわたる健康づくりのため、小児期から生活習慣病に着目した各種健康診査や保健指導などを積極的に展開するとともに、市民の健康管理に関する意識の向上を図ります。

※メタボリックシンドローム（内蔵脂肪症候群）：内蔵脂肪型肥満を共通の要因として、高血糖、脂質異常、高血圧を呈する病態のこと。

【施策の内容】

1.「健康みま21」の策定

●市民と行政が一体となって、「健やかな暮らしを支える社会」を目指して、美馬市民の健康づくりを推進していくための計画である「健康みま21」を策定します。

2. 健康づくり事業の推進

●生活習慣病予防の徹底を図るため、対象者に対して、メタボリックシンドロームに着目した効果的な健康診査・保健指導を計画的に実施していくとともに、未受診者に対する支援を行います。また、それと連動して市民全体に対して健康づくりに関する情報提供や環境整備を行います。

●各種がん検診を充実するとともに、受診率の向上に努めます。

●市民自身が地域の健康づくりの主体として力を発揮できるような組織活動を育成し、支援していきます。

3. 母子保健事業の推進

●妊産婦及び配偶者、乳幼児の保護者を対象に、出産・育児の正しい情報を提供し、不安の解消を図ります。また、配偶者の育児に対する意識の向上と、親子の交流を図ります。

●子どもたちの健全な発育・発達を支援するため、乳幼児の訪問指導や各種健康診査、教室を実施し、疾病や発達障害等の早期発見、治療・療育につなげます。

●乳幼児期からの正しい食習慣の確立に向けて、食育の普及・推進を図ります。

●地域・家庭・学校及び福祉等の関係機関との連携を図りながら虐待防止に努めます。

●感染症等の疾病を予防するため予防接種の接種率の向上を図ります。

健康教室

健康相談

2　医療・救急体制の充実

（1）医療・救急体制の充実

【現状と課題】

長寿化や生活習慣病の増加などに伴い、医療ニーズは、多様化・高度化している中で、地域医療の役割も変化してきており、かかりつけ医制度の定着と在宅医療の推進、さらに、終末期医療も含めた包括的医療が展開されるよう、関係機関が相互に連携した体制の整備が求められています。

本市には、このような総合的な施設がなく、市外の医療機関に依存している部分が大きくなっています。市民の医療ニーズや救急に対応できるよう、地域医療機関や市外の総合病院と連携した医療体制の充実を図っていく必要があります。

【施策の基本】

多様化・高度化する医療ニーズに対して、すべての市民がいつでも、どこでも適切な医療が受けられるよう、関係機関と連携しながら地域医療・救急医療体制の充実を図ります。

【施策の内容】

1．地域医療体制の確立

- 生活習慣病に対しての健康教育、健康相談内容を充実するとともに、地域医療との連携に努めます。
- 医師会等関係機関と連携を図りながら、かかりつけ医制度等により地域医療体制の確立を進めていきます。
- 地域の実情に即したへき地医療体制の充実に努めます。

2．救急医療体制の確保

- 休日・夜間医療体制については、医師会の協力を得て、「救急医療当番医」制度により対応を図ります。
- 災害時の救急医療体制について、防災計画等に基づき充実に努めます。
- 県、医師会等関係機関と連携を図りながら、救急医療体制の確立を図ります。

救急訓練

3　生活保障制度の適切な運用

（1）生活保護制度の運営

【現状と課題】

少子高齢化や過疎化により、単に高齢者世帯の割合が増加しているだけにとどまらず、企業の倒産やリストラによる失業者の増加など経済基盤の弱い世帯が増加しています。こうした経済基盤の弱い世帯は、病気などが原因で容易に生活困窮状態におちいる可能性があります。このような社会経済情勢を背景に、最近10年間において、保護世帯及び人員は全国的に増加しています。

本市の被保護世帯等の状況は、平成18年度月平均で被保護世帯402世帯、被保護人員543人、保護率15.7‰（※）となっており、全国的な状況と同じく平成10年度頃から世帯、人員ともに増加を続けています。世帯類型別の状況では、高齢化を反映して、高齢者世帯が全体の45％を占めて最も高くなっています。また、最近の新たな傾向として50歳代から60歳代の単身者が失業と病気が重なったために生活に困窮し保護受給に至るケースが多く見受けられるようになってきました。

今後、社会経済状況の変化を背景に様々な要因が重なって生活困難に陥る世帯が増加すると考えられますが、そのような世帯がもっている複雑なニーズに対応した相談体制の確立が必要とされています。

また、保護世帯に対しても、それぞれの世帯が抱えている様々な問題に対応した効果的な支援を行っていく必要があります。

【施策の基本】

保健・医療・福祉等関係機関との連携により、生活困窮の要因を見極め、世帯に応じた経済的、社会的、精神的自立に向けた援助までの相談、支援体制を確立します。

【施策の内容】

1．関係部署・関係機関との連携

●民生委員、保健所、病院、高齢者・障害者施設等の外部関係機関や、庁内関連部署との連携で、あらゆる生活の場面において生活に困窮している市民についての情報収集体制の整備を図り、生活保護相談へとつなげます。

2．生活保護受給世帯への支援

●生活保護受給世帯の状況や世帯員の能力に応じた自立支援策を策定し、関係機関との連携により適切な支援を行います。

※‰：千分率のこと。「パーミル」または「パーミリ」と読む。

4　社会保障制度の普及促進

（1）介護保険事業の運営

【現状と課題】

平成12年に施行された介護保険制度は、高齢期を支える制度として定着してきましたが、平成18年4月には、明るく活力ある高齢社会の構築、制度の持続可能性、社会保障の総合化を基本的視点として、「予防重視型システムへの転換」、「新たなサービス体系の確立」など大幅な制度見直しが行われました。

本市の平成19年3月末現在の第1号被保険者数は10,217人（前期高齢者65歳～74歳は4,645人、後期高齢者75歳以上は5,572人）となっており、要支援、要介護認定者数は2,088人で認定率は20.4%となっています。今後さらに、高齢化は急激に進行し、介護認定者や介護サービスの利用の増加につながり、それに伴い介護費用も増加すると予想されます。

このような状況の中、介護保険制度を適切に運営していくには、要支援、要介護状態等にならない、あるいは重度化しないよう介護予防を重視したシステムへの転換や、高齢者が在宅で可能な限り自立した生活を送ることができるよう介護サービス及び介護予防事業の充実を図る必要があります。

【施策の基本】

日常生活において、支援を必要とする高齢者が安心して生活を送ることができるよう介護サービスの充実やサービス評価システムの確立など、安定した質の高いサービスの提供に努めるとともに、介護保険事業の円滑かつ効率的な運営を図ります。

【施策の内容】

1．介護サービスの充実

●介護の必要な高齢者に対し、在宅サービス、施設サービスを確保します。

●住み慣れた地域での生活を支援するため、地域密着型サービスについても利用者の意向等を把握し、適切な事業所の設置に努めます。

●制度の円滑な運営のため、介護給付費の適正化に取り組みます。

2．介護予防事業の充実

●高齢者が要支援、要介護状態等となることを防止し、自立した日常生活を支援するため、統一的な介護予防ケアマネジメントの確立や地域支援事業における介護予防支援事業を推進します。

3．地域包括支援センターの運営

●介護予防サービスの中核機関としての地域包括支援センターにより、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

介護予防（阿波踊り体操）

（2）国民健康保険事業等の運営

【現状と課題】

国民健康保険は、相互扶助を基盤とした地域医療保険制度であり、市民の健康の保持・増進に大きな役割を果たしています。

本市における加入状況は、平成18年度末現在、世帯数6,511世帯（総世帯に対する加入率は51.4%）、被保険者数12,080人（総人口の35.2%）となっています。

しかし、運営状況は前期高齢者制度に伴う医療費負担の増大や景気の低迷による被用者保険からの流入等により、厳しいものとなっています。また、被保険者の高齢化による低所得者層の増加は、保険税収入の減少や医療費の増大につながり、国民健康保険財政に深刻な影響を与えています。

こうした中で、国民健康保険財政の健全化を図っていくためには、保険税の収納率の向上や保健事業の強化・医療費適正化により、安定した運営に努めることが課題となっています。

また、現在の老人保健制度は、平成20年度に他の保険から独立した新たな後期高齢者医療制度として創設され、県内すべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が運営主体となりますが、市としても制度の充実に向けての連携を図っていかなければなりません。

年金事業については、今後とも国との連携・協力のもと効率的かつ効果的な推進で、将来の生活安定につなげていく必要があります。

【施策の基本】

国民健康保険事業及び高齢者医療の安定化を進め、被保険者の健康増進を促すことで、医療費の適正化、保険税の収納率向上に努めます。

【施策の内容】

1．保健事業の充実・強化

●被保険者の自主的な健康増進への取り組みの支援、重症化予防を図ります。

●日常の運動不足やストレスを解消しながら健康増進を図ることを目的に、ウォーキング大会などの充実に努めます。

●健康家庭の表彰制度の実施や、医療費通知などによる周知・啓発を行い、保健事業の充実に努めます。

2．国民健康保険の適正化

●レセプト点検体制を整備し、内容点検調査事務の充実強化に努めます。

●健康教室・健康相談などの活動を強化するとともに、健康保持や疾病予防のための取り組みを進めます。

●医療費の適正化により、安定した事業の運営を確保し、国民健康保険財政の健全化に努めます。

3．高齢者医療の充実

●高齢者が地域で自立した生活を送るための制度運用を充実させます。

●重複多受診等に対する訪問指導などを通じて、医療費の適正化を図ります。

4．国民年金事業の推進

●老後に安定した生活ができるように、国民年金制度の周知徹底に努めます。

●社会保険庁との連携を密にし、安定した年金事業の推進に努めます。

ウォーキング大会

Ⅲ　地域で支えあい、ふれあえる環境をつくる

1　地域福祉の充実

（1）地域福祉の充実

【現状と課題】

少子高齢化、核家族化の進展やライフスタイルの多様化に加え、プライバシー意識の高まりなどから、地域社会での交流やコミュニケーションが希薄化、消極化し、家族や地域で支えあう機能が弱まってきているといわれています。こうした状況により、ひとり暮らしの高齢者や障害者、子育て家庭を中心に不安や孤立感を感じる人が増えています。

このような社会状況から、障害の有無や年齢・性別に関係なく、人として尊厳をもって家庭や地域でその人らしい生活が送れるような地域づくりを進めることが大切となってきています。そのためには、地域で活発化しているボランティア活動やＮＰＯなどの市民活動をより充実させ、隣近所でお互いに助けたり、助けられたりできる「顔の見える関係」や「ネットワークづくり」が必要になってきます。

このようなことから、美馬市地域福祉計画では、住み慣れた地域でともに助けあい支えあう意識形成と、その仕組みやネットワークづくり、また市民、事業者、行政の役割などを基本理念・方針としており、安心して生きがいを感じながら暮らすことのできる地域づくりが求められています。

【施策の基本】

高齢者や障害者をはじめ、すべての市民が住み慣れた地域社会において安心して暮らせるよう、地域で支えあう福祉社会の構築に向けた基盤づくりを進めます。

【施策の内容】

1．地域福祉の推進

●家庭や地域で助け支えあいながら、だれもが安心して暮らせる地域社会を構築するため、行政と地域住民との協働体制の確立を推進します。

●地域福祉活動推進の中心的な役割を担う、社会福祉協議会の機能強化・充実や民生・児童委員協議会の活動支援等を積極的に推進します。

●各種福祉施設・団体との連携を強化し、福祉を支えるひとづくり、ボランティア団体やＮＰＯへの活動支援を推進します。

ボランティア活動

2　高齢者福祉の充実

（1）高齢者福祉の充実

【現状と課題】

平成12年の本市における65歳以上の高齢者は、10,059人で、高齢化率は総人口の27.5%でしたが、平成18年には29.3%まで上昇し、高齢化が一層進行しています。このような高齢者の増加に伴い、寝たきりや認知症などで恒常的に介護を必要とする人も徐々に増えてきており、高齢者介護・福祉は引き続き社会全体の大きな課題になっています。

また、高齢者がいつまでも健康で生きがいをもっていきいきと生活できる地域づくりや充実したサービスの提供が必要であり、住み慣れたまちで地域全体に支えられながら、安心して安定した生活ができる社会づくりを進めることが求められています。

【施策の基本】

高齢者が家庭、地域でいきいきと生活できる環境整備のため、健康維持と生きがいづくりなどの取り組みの充実と社会参加を促進します。

【施策の内容】

1．健康の保持と増進

●高齢者自らが健康づくりや生活習慣・食生活の改善等に取り組む意識の高揚を図ります。

2．社会参加の促進

●高齢者の健康と生きがいを高めるため、地域におけるスポーツ、趣味等のグループ活動を支援します。

●高齢者が地域活動やボランティア活動に積極的に参加することで、地域社会を支える役割を担う環境づくりに取り組みます。

3．学習機会等の提供

●県等の関係機関と連携を図りながら、多様化したニーズに対応したシルバー大学等の生涯学習講座を開催します。

4．就業機会の確保

●働く意欲をもつ高齢者に対し、長い間の経験や培ってきた知識や能力等に応じた就労の機会を提供するため、シルバー人材センターの活動の充実を図ります。

（2）施設福祉サービスの拡充

【現状と課題】

平成19年1月末現在における、本市の介護保険施設サービス利用者は、469人（特養146人、老健241人、療養型82人）、養護老人ホーム利用者は59人となっています。今後も高齢化の進行や過疎化により、高齢者のひとり暮らし、高齢者のみの世帯が増加し、身体的・環境上・経済的な理由などにより、施設利用者の増加の傾向が予想されます。施設サービスについては、広域的な観点から整備を推進することが求められますが、これとともに利用者の希望に即した施設の利用ができるよう配慮することが必要です。

【施策の基本】

様々なニーズに応えられる施設福祉サービス体制の整備を図り、市全体として均一化されたサービスの質の確保を図ります。

【施策の内容】

1．施設福祉の充実

●徳島県介護保険事業支援計画に沿い、利用者の希望に基づいた施設利用ができるよう配慮します。

●養護老人ホームなどについて、高齢者の福祉の増進を図るため、広域での連携を図りながら施設の充実に努めます。

グランドゴルフ大会

（3）在宅福祉サービスの拡充

【現状と課題】

高齢者が住み慣れた地域や環境の中で、可能なかぎり自立した生活を送るためには、日常生活の中で個々の生活ニーズに応じた医療や介護その他のサービスが提供できるシステムを整備する必要があります。

また、長期的な課題として、在宅重視の観点からケアハウス・生活支援ハウスなどの在宅サービスについても圏域内全体で捉え、サービス事業者の参入については必要事業量を勘案し、広域的に取り組む必要があります。

【施策の基本】

在宅での自立した生活を実現するため、地域での支援や交流活動を活発化させる取り組みを進めます。

【施策の内容】

1．小地域ネットワーク活動の推進

●自治会などの小地域を単位としたネットワーク（助けあいの網）を構築し、近隣や地域の人々による対象者の在宅生活の見守り活動や援助活動を進めます。

2．地域住民との交流の推進

●各地区で「いきいきサロン」の開催を広め、地域住民の積極的参加を進めます。

3．高齢者の生活支援の推進

●ひとり暮らし高齢者が安心して暮らせるよう緊急通報システムや配食サービスの拡充に努めます。

●ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の人が、心身機能が低下しても自立した生活ができるよう、手すりの設置、段差解消等住宅改修を推進します。

4．認知症対策の推進

●認知症についての正しい知識をもち、認知症の人や家庭を支え、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくため、広報・啓発に努めます。

●認知症になっても、地域で尊厳をもって安心して暮らせる地域密着型サービスの整備に努めます。

3　障害者（児）福祉の充実

（1）障害者（児）福祉の充実

【現状と課題】

近年、核家族化などの家族形態の変化と介護者の高齢化などにより、障害をもつ人への介護力の低下がみられます。また障害の重度化、重複化や社会生活の場における精神的、物理的障壁も存在しているのが現状です。

一方で、障害者（児）を取り巻く法制度は、平成１５年度に措置制度から支援費制度に、平成１８年度には自立支援法に改められました。このため、障害者福祉サービス体系は大きな転換期を迎え、障害者（児）福祉の基本的な方向としては、施設ではなく住み慣れた地域で自立して生活を目指す方向に進んでいます。そのためには、障害者（児）の社会参加や自立支援のための施策を計画的に推進しなければなりません。

【施策の基本】

ノーマライゼーション（※）の理念のもと、ユニバーサルデザイン（※）の視点に立ったまちづくりを推進し、障害者（児）をはじめ、だれもが社会の一員として参加できる仕組みづくりを進めます。

【施策の内容】

１．障害者（児）の自立支援

- 障害者（児）が、住み慣れた地域で生きがいをもって暮らせるよう支援します。
- 障害者（児）の社会参加や自立支援、自立促進のための総合的施策を計画的に推進します。
- 障害者（児）に対する市民の理解を高め、ＮＰＯやボランティア（団体）とともに、地域で支えあうまちづくりを進めます。

２．ユニバーサルデザインの推進

- 学校教育や生涯学習などのあらゆる機会に、ユニバーサルデザインの必要性を普及啓発し、市民への浸透を図ります。
- 公共施設、公共空間でのユニバーサルデザインの導入を進めます。

３．地域生活支援の推進

- 障害者（児）の権利擁護、コミュニケーション支援に努めます。
- 要支援者に対する日常生活用具の給付や貸与、また移動手段の支援に努めます。

※ノーマライゼーション：社会生活上の障害を取り除き、だれもが一緒に暮らせる社会にすること。
※ユニバーサルデザイン：みんなが快適に利用できる製品や機能などのデザイン。

4　児童・母子（父子）福祉の充実

（1）児童福祉の充実

【現状と課題】

少子化の要因は「晩婚化」と、「夫婦の出生力そのものの低下」といわれており、少子化は今後一層進行すると予想されています。急速な少子化の進行は、社会経済全体に深刻な影響を与えるものです。この流れを変えるには、次代の社会を担う子どもが健やかに産まれ、育成される環境を整備することで、子どもを産み育てることに喜びを感じられる社会を築いていくことが緊急で重要な課題になっています。

本市においても、これまでの子育てのための直接的な施策に加え、子をもつ親の働き方の見直しや子どもの自立を促す施策など、より広い範囲での支援が必要となってきています。このようなことから、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「美馬市次世代育成支援行動計画」を平成１７年に策定し、子育て家庭と地域との交流イベント、講演会の開催や、世代間交流等健全育成活動を実施しているところです。こういった事業を展開することで、地域住民と子どもが交流する機会をもてるよう働きかけ、子育て支援への関心が高まるよう努めています。

また、放課後児童クラブやファミリーサポートセンター、里親制度などにより、子育て中の親が安心して仕事を続けることができ、子どもが安心・安全に育つ仕組みづくりなどの取り組みの拡充が求められています。

【施策の基本】

児童の心身ともに健やかな育成を図るため、美馬市次世代育成支援行動計画に基づき、保育内容の充実や子育て支援体制の整備などに努めます。

【施策の内容】

1．美馬市次世代育成支援行動計画の推進

●子育てに関する相談・情報提供体制を確立・充実させるため、場・機会の創出を図ります。

●母と子の健康の確保のため、乳幼児健診等の事業を充実させるとともに、食育等の普及・推進を図ります。

●多様な子育てニーズに対応したサービスの展開を図ります。

●様々な学習・体験・交流の機会の創出・充実・提供を図ります。

●子どもや子育て家庭の視点に立った環境を整備するため、子どもたちが安心して過ごせるまちづくりを推進し、市民の地域による子育ての重要性についての意識啓発を図ります。

2．子育て支援サービスの充実

●子育てと仕事の両立支援のため、ファミリーサポートセンターや放課後児童クラブなど、各種子育て支援サービスの充実を図ります。

子育て支援イベント

（2）保育事業の充実

【現状と課題】

本市は、県内でも少子高齢化が進んだ地域です。少子化の原因としては、一般的には、核家族化の進展や女性の社会進出による結婚に対する意識の変化、子育てと仕事の両立の難しさ、育児の心理的・肉体的負担の重さなどがあげられています。

このような課題への対応として、育児負担感の軽減に向けた取り組みをはじめ、6か所の保育所での０歳児保育や一時保育などで、「共働き家庭」、「専業主婦家庭」での子育ての支援に取り組んできました。しかしながら、子育て家庭の形態の変化、保護者の就労形態の変化による、家庭の子育て機能の低下は、孤立した子育てや子どもの虐待などの問題へとつながっています。

今後、地域が主体となり、様々な年齢層を巻き込みながら地域ぐるみで親子の交流の促進及び子育ての相談や情報提供が行えるように、具体的な地域活動の手法や、地域と行政の役割分担、地域内での役割分担などを検討し実施していくことが必要です。

【施策の基本】

保育所等の各種保育事業の拡充をはじめ、総合的な子育て支援施策を推進します。

【施策の内容】

1．保育事業の充実

- 子どもたちが遊びを通し、楽しさや、やりがいを感じ、また、思いやりや、やさしさをもつことができるように、子どもの遊び場を再構築していきます。
- 児童虐待を未然に防ぐため、相談体制の一層の充実、強化に努めます。
- 子育て家庭の多様なニーズに応えるため、世代間交流事業、育児講座等に取り組みます。

2．保育所事業の拡充

- 子育て家庭の形態の変化、保護者の就労形態の変化に対応するため、延長保育や低年齢保育の充実を図ります。
- 「認定こども園」制度の活用等により、待機児童の解消と、幼保の連携による就学前教育・保育の効率的な運営を図ります。

（3）母子（父子）福祉の充実

【現状と課題】

年々増加している母子家庭や父子家庭では、社会的・経済的な制約の中で生計を維持することと、子どもを健全に育てることを両立させていかなければなりません。生活の安定と自立の促進を図るためには、経済的な負担を軽減するとともに、精神的な面での支援が必要とされています。

また、母子（父子）家庭になる主な原因である離婚は、平成１４年をピークに減少を続けていますが、同居期間の短い離婚が増えていることにより、低年齢の子どもを養育している母子（父子）家庭が増加していることが直面する問題となっています。

このようなことから、母子（父子）家庭の経済的自立・安定に向けた支援施策の取り組みの充実が必要となっています。

【施策の基本】

母子（父子）家庭の生活の自立と健康な生活の実現のため、社会情勢の変化に対応した支援体制の充実を図ります。

【施策の内容】

１．経済的自立と生活の安定への支援

- 母子家庭の安定的な就労の促進や、母子生活支援施設への入所措置などにより経済的自立への支援を図ります。
- 母子（父子）家庭の保育所や公営住宅への入所、入居などにより生活の安定を図るとともに、家庭支援員による支援や相談体制を整備します。

２．ＤＶ（※）や子育て不安への対応

- 関係機関と連携を図り、ＤＶの防止に努めるとともに、母子の心身両面の健康を見守り、支援を行います。

※ＤＶ：ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略。夫婦間、パートナー間、親子間、兄弟間など家庭内の様々な形態の暴力のこと。

Ⅳ　生きる力を育む教育環境をつくる

1　就学前教育の充実

（1）就学前教育の充実

【現状と課題】

人の一生において、幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を制御しようとする気持ちが生まれます。こうした特性を踏まえ、一人ひとりの発達に着目しながら育てていくことが必要です。

本市における幼稚園への就園率は、96.8％と高水準を維持しており、地域・家庭等の幼稚園にかける期待は大きいものがあります。しかし、基本的な生活習慣が身についていない、他者との関わりが苦手であるなどの指摘に加えて、子どもたちは、多くの情報に囲まれた環境にいるため、受け身的、断片的な知識が多く、学びに対する意欲や関心が低いといわれています。現在、子どもたちに求められているのは、豊かな人間性や基礎・基本を身に付け、個性を活かし、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」です。

こういった社会的な要請に適切に応えるとともに、「生きる力」の基礎を育む教育の充実を図ることが求められます。

【施策の基本】

幼児教育の原点に立ち返って、子どもの育ちの現状と背景を捉え、幼児の健やかな成長を保障するために必要となる対策を講じ、長期的な視野に立った取り組みを充実させるとともに、幼児教育の機能を抜本的に強化する視点をもった取り組みを推進します。

【施策の内容】

1．幼児教育の振興

- 人間形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえた教育を進めます。
- 生きる力を身につける保育を展開するとともに、幼児期の発達特性に応じたきめ細かな対応を図り、計画性のある指導を進めます。
- 就園前の幼児が、家庭・地域等における生活から幼稚園における集団生活へ円滑に接続できるよう配慮します。
- 幼稚園教員の資質と専門性の向上により、社会環境の変化に対応する幼児教育の多様な展開に努めます。
- 幼稚園の自己評価と情報公開を進めることにより、教育内容等の工夫改善につなげます。
- 保・幼・小の連携を進めることにより、幼児の小学校生活への円滑な接続を図り、幼児の発達や連続性を踏まえた幼児教育を展開します。

2．子育て支援の推進

- 子育ての共通理解を進め、子育てに関する相談の実施や情報の提供、親子参加型の事業に取り組みます。
- 地域社会との連携を図り、ふれあい拠点となるよう、地域社会の教育力向上に貢献します。
- 家庭や地域の教育力の補完となる子育て支援活動として預かり保育を位置づけ、子どもの視点に立った内容の充実と質の向上に努めます。

3．幼稚園就園支援の推進

- 保育所等の集団生活を経験できる施設が未整備な地域において、就園年齢の拡充を図ります。
- 幼稚園就園奨励補助制度の補助基準の検討により、経済的負担の軽減を推進する幼稚園就園奨励費補助の充実を図ります。
- 障害のある幼児の受け入れにあたっては、適切な指導や必要な支援を行い、その充実に努めます。

4．教育環境の整備

- 幼児の年齢や発達状況に対応したきめ細かな教育を推進するために、教育条件の充実を図ります。
- 新しい教育内容や方法、弾力的な幼稚園運営に沿った施設整備の充実について、全市的な検討を進めます。
- 幼稚園と保育所の施設等の一体的運営について、地域の実情や運営の効率化を考慮した新たな枠組みのあり方を検討します。

幼稚園児たち

2　義務教育の充実

（1）学校教育の充実

【現状と課題】

国際化や情報技術の進展が著しい中、変化の激しい21世紀の社会をたくましく生きるためには、自ら主体的に問題を解決する能力、思考力、判断力、表現力などが必要です。このような「生きる力」を育成するためには、創意工夫を凝らした特色ある教育活動を推進していく必要があります。

しかし、少子化による児童生徒数の減少に伴い、学校の小規模化が進んでいます。規模の小さな学校の活性化と再編整備をどのように図るかも検討課題となっており、地域の人々とともに議論を進めていかなければなりません。

また、地域に根ざした学校づくりに向け、保護者や地域住民の声や期待を学校運営に反映させ、また学校と地域が協働で各種の活動に取り組み、地域社会が教育を支えていくなど、地域住民のコミュニケーションの場として活用できるための環境づくりが必要となっています。

一方で、障害のある児童生徒に加えて、ＬＤ(※)、ＡＤＨＤ(※)など特別な教育的配慮を必要とする児童生徒の支援体制の整備が必要です。そのため、一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な教育の実施や学校と福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、障害のある児童生徒への支援の一層の充実を図る必要があります。

このように、教育の基盤である学校は、いつでも安全で安心できる空間でなければなりません。登下校時における安全対策、学校への不審者侵入対策など危機管理対策が喫緊の課題となっています。学校と家庭、地域が一体となって安全に対する取り組みを進めるとともに、地震などの災害に備えて耐震性の確保等、学校施設の整備・改善を進めていくことが必要です。

【施策の基本】

次代を担う児童・生徒の心身ともにバランスのとれた発達を促すため、「知・徳・体」を備えたひとづくりを推進するとともに、安全で快適なゆとりある教育環境の充実を図ります。

※ＬＤ：（Learning Disabilities）**「学習障害」のことで、基本的には全般的に知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得、使用に著しい困難を示す様々な状態をさすもの。**
※ＡＤＨＤ：（Attention Deficit/Hyperactivity Disorder）**「注意欠陥／多動性障害」のことで、年齢あるいは発達に不釣りあいな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする行動障害で、社会的な活動や学業に支障をきたすもの。**

【施策の内容】

1．教育内容や指導体制の充実

- 基礎的・基本的な知識、技能を確実に身につけさせるとともに、自ら学び自ら考える子どもを育てます。
- 一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育を充実させます。
- 一人ひとりに豊かな感性と、自他の人権を認め尊重し、相手を思いやる心や仲間と共生していこうという姿勢を養う人権教育を行います。
- 優れた資質・能力をもった信頼される教職員の育成のための協力体制の確立を図り、指導力の向上や教育内容、指導方法の工夫改善に取り組みます。
- 豊かな自然や環境を大切にする心と実践力を養うとともに、他人への思いやりの心などを育成する福祉教育を充実させます。
- 人・社会・自然などとの豊かな関わりを通して道徳教育の充実に努めるとともに、社会人・職業人として自立に必要な能力や意識を育てます。
- 健康教育を通して子どもたちの「生きる力」を支える心と体を育みます。
- 食を大切にする教育の推進と学校給食の充実を図るとともに、施設の効率的な運営に取り組みます。
- 体育・健康に関する指導を充実し、たくましく生きるための健康な体づくりや体力の向上に努めます。

2．教育環境の充実

- 子どもが自主的に読書に親しめる環境を整えます。また、文化・芸術活動を通して児童生徒の感性を磨き、豊かな情操を養います。
- いじめや問題行動に関する相談体制の整備や信頼関係に満ちた生徒指導を推進します。
- 国際社会、情報化社会を生きるために必要な意欲や姿勢、能力を養います。
- 学校の適正規模・適正配置について、地理的条件や地域性、通学（園）距離などの諸条件を考慮し、関係者と協議しながら取り組みます。
- 学校施設の耐震診断を実施し、安全で快適なゆとりある校内環境をつくります。
- 教育目標や教育計画、その実施状況について外部評価の導入を検討するとともに、学校が行う自己評価の客観性・妥当性を高め、信頼される学校づくりを進めます。
- 学校や通学路における安全対策、防犯体制の充実を図ります。

小学校の授業

V　生涯を通じて学びあい教えあえる環境をつくる

1　生涯学習の推進

（1）生涯学習の充実・支援

【現状と課題】

社会の成熟化や高齢化社会の到来、情報化やグローバル化の進展により幅広い年齢層で学ぶことへの意欲が高まっています。そこで、一人ひとりが自由にテーマを選び、自分にあった手段・方法で、年齢に関係なく生涯にわたって学ぶ機会が提供され、学んだ成果が適切に評価される社会の実現が必要です。

本市においても、広報紙などを通じての学習情報の提供や、公民館、図書館、隣保館、教育集会所などを拠点とした学習機会の提供を行っています。

しかし、近年のライフスタイルの多様化や少子高齢化により、市民の学習ニーズも多様化、高度化、専門化してきており、これに対応するための生涯学習支援体制の確立を図る必要があります。

【施策の基本】

市民の自主的・主体的な生涯学習活動を支援するため、多様なニーズに応じた学習機会の提供に努めます。また、生涯学習活動の拠点となる施設の整備拡充や関係団体との連携により生涯学習支援体制の充実を図ります。

国際交流員出前講座

【施策の内容】

1．生涯学習活動の充実

●生涯を通じた幅広い学習機会の提供に努めるとともに、文化祭など学習成果を発表する機会の確保に努めます。

●様々な機関・社会教育団体などとの組織的連携を通して、地域学習活動や学習成果を活かしたまちづくり、男女共同参画の促進に関する取り組みを推進します。

●県民カレッジ、放送大学などの情報の提供、エルネット（※）などを活用したインターネットによる学習機会の提供を図ります。

2．生涯学習活動の支援体制の確立

●公民館・隣保館・教育集会所活動や、地域に根ざした社会教育団体、自主的・自発的な学習グループなどの活動を支援します。

●市役所や公民館、図書館をはじめとする公共施設などでの情報発信機能の強化を図るとともに、市広報紙、ホームページをはじめ、地域イントラネットを活用した情報の提供など市民の利便性の向上を図ります。

●民間指導者を含め地域の人材の積極的な活用やボランティアなどの育成に努めるとともに、生涯学習の相談窓口の設置や相談員の人材確保など相談体制の整備を図ります。

●各種奨学金制度の周知や普及など経済的な支援について、積極的な情報提供を図ります。

3．生涯学習施設の充実

●市民の生涯学習活動の拠点施設として、公民館・図書館・教育集会所などの社会教育施設の機能強化・多目的利用を推進します。

※エルネット（el-net）：衛星通信を活用して，教育・文化・スポーツ・科学技術に関する情報を直接全国に発信する文部科学省の教育情報衛星通信ネットワークのこと。

2　青少年の健全育成

（1）青少年健全育成活動の推進

【現状と課題】

青少年の問題は社会経済情勢の変化、家族の変化、地域社会の変化に伴い、その課題とするところも変わってきています。厳しい雇用状況を背景に、フリーター（※）、ニート（※）、引きこもりといわれるような青年の問題、児童虐待や少年による、あるいは少年が被害者となる社会を震撼させる事件の続発など問題は深刻さを増しています。

また、家庭や地域の教育力の低下が叫ばれている中、本市においても青少年健全育成市民会議、青少年育成センター、子ども会、ＰＴＡ、学校など関係機関と連携を図りながら、犯罪や様々な危険から青少年を保護する活動を中心に、次代を担う青少年の健全活動に取り組んでいます。

今後も、各世代での育成課題を設定しながら地域の状況に応じた活動を進めるとともに、青少年を次代の担い手として、たくましく健やかに育てるという視点での育成活動を展開していく必要があります。

【施策の基本】

青少年の健全育成を図るため、関係機関との連携を強化し、青少年を取り巻く環境の浄化に努めるとともに、指導者の育成や支援、相談体制の充実を図ります。

【施策の内容】

1．青少年の健全育成

- 青少年健全育成市民会議を中心に、地域・家庭・学校、関係団体と連携し、自立心や規範意識、社会貢献への意欲を喚起する場づくりを推進します。
- 青少年を犯罪や様々な危険から保護する活動を促進します。
- 地域の状況に応じた子ども会活動や青少年の育成活動を支援します。

2．青年教育の推進

- 青年層のもつニーズの把握に努め、成人式の開催や青年団活動の支援を通じて、自己を高める学習活動や社会参加活動を促進します。
- 次代を担う実践的なリーダーの発掘と養成を図り、青年のもつ活力をまちづくりにつなげるような青年教育の推進に努めます。

※フリーター：アルバイトやパートタイマーなどの就業形態で働き、生計を立てている者のこと。
※ニート：15～34歳の非労働力人口のうち、通学や職業訓練などを行っていない者のこと。

3　生涯スポーツの振興

（1）スポーツ・レクリエーション活動の振興

【現状と課題】

少子化に伴い、スポーツ、レクリエーション活動に関わる相対的人口は、減少しつつあるものの、一方で、保護者の子どもに対する接し方、あるいは教育環境の変化から、スポーツ体験の専門化及び高度化が高まってきています。

こうした状況から、学校や社会体育の現場では高度な体育指導が要求されていますが、これまで体育指導委員や、各種インストラクター養成講習などによって指導者の確保に努めてきたところです。しかし学校現場や社会体育活動での、専門的指導者不足の傾向は続いており、今後さらに充実を図ることが求められています。

しかし、多様なニーズに対応できる施設や設備は十分とはいえず、利用頻度の差や施設の老朽化対策も課題となっています。

このような中、今後の生涯スポーツの振興を図るうえでは、特に総合型スポーツクラブの育成が重要となっています。これまでのような、行政依存型ではなく、市民主体のより柔軟で専門的な体制整備により、多様なニーズへ的確に対応ができるよう積極的に進めていかなければなりません。

【施策の基本】

子どもから高齢者まで楽しめる生涯スポーツの普及、競技スポーツの向上と併せて、指導者の育成・確保を図り、地域全体がスポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりに努めます。

【施策の内容】

1．総合型スポーツクラブの推進

- 地域コミュニティスポーツクラブの育成を進め、競技系スポーツからレクリエーション系まで、あらゆる年齢層で専門的かつタイムリーな体育振興を図ります。
- これまでの既設体育振興団体の設立趣旨を踏まえ、段階的に総合型クラブへの移行を図ります。
- 専門性を深めるため、体育指導員の役割と習熟度を高める講習会などの充実を図ります。

2．体育施設の有効利用

- 施設の維持・管理を円滑に進め、有効利用を図ります。
- 施設の老朽度など、それぞれの施設を総合的に判断し、その機能と役割を明確にした施設整備を図ります。
- 体育振興の核となる県西部運動公園（仮称）の誘致を進めます。

スポーツ大会

第２章

安心・安全・快適で便利なまちをつくる

Ⅰ　安心で安全な住環境をつくる
Ⅱ　快適な住環境をつくる
Ⅲ　利便性の高い住環境をつくる

第2章　安心・安全・快適で便利なまちをつくる

Ⅰ　安心で安全な住環境をつくる

1　防災・危機管理対策の推進

（1）防災対策の充実

【現状と課題】

近い将来、発生が予想されている東南海・南海地震や、地球温暖化などによる自然災害増大に対して、被害を最小限にくい止めるためには、迅速かつ的確な対応が必要となっています。

災害時における防災情報の伝達手段としては、現在、美馬町地区が防災行政無線（アナログ）、その他の地区がオフトーク通信となっていますが、全市民に確実に防災情報を伝達するためには、こうした情報伝達手段の統一と充実を図ることが必要です。

また、行政はもとより、市民一人ひとりが防災意識を高め、「自分の命は、自分で守る」、「自分たちのまちは、自分たちで守る」ということを認識し、市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助けあっていくための自主防災組織の結成促進及び育成が強く求められています。

一方、地すべりなどの災害危険箇所や吉野川の無堤地区及び内水などについての対策も喫緊の課題となっています。

【施策の基本】

美馬市地域防災計画及び美馬市水防計画に基づき、計画的・系統的に災害対策を推進します。

【施策の内容】

1．地域防災計画の推進

●災害発生時の防災対応にあたる組織体制の充実を図るとともに、医師会など関係機関との連携を強化し、あらゆる災害に迅速な対応を図ります。

●市民の防災意識の高揚を図るため、広報等による啓発や防災マップの活用など啓発活動を積極的に推進します。

●災害による被害を最小限に止めるため、関係機関と連携し、地すべり予防策、急傾斜地崩壊予防策等の災害防止対策を推進します。

●災害時要援護者（ねたきり等の高齢者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等）に対する支援が適切に行われるよう、支援体制の整備に努めます。

2．防災情報伝達手段の整備

●市全域において、防災情報の伝達手段の整備を図り、情報伝達の高機能化及び高度化を推進します。

3．水防計画の推進

●河川その他水災の危険がある場所に対する水防設備の整備等、水防能力の確保に努めます。

●水防活動を行ううえで、必要な緊急資材を備蓄する河川敷防災ステーションの整備を国に働きかけます。

4．自主防災組織体制の整備

●コミュニティにおける防災体制の強化に向け、市民主体の自主防災組織の結成を促進し、育成を図ります。また、活動の活性化と情報共有を図るため自主防災組織連絡協議会（仮称）の設立を推進します。

（2）危機管理体制の強化

【現状と課題】

これまでの危機管理対策は、大規模な自然災害を想定したものが中心であり、近年問題となったテロや武力攻撃などのような自然災害以外の非常事態などに対する対策は十分とはいえません。

また、鳥インフルエンザやＳＡＲＳ（重症急性呼吸器症候群）など、市民の生活や健康が脅かされるような事象も発生していることから、このような危機的状況を未然に防ぐとともに、危機事象等が発生した場合に被害を最小限に抑えるためには、市民、行政及び関係機関が連携して対応できる危機管理体制の整備に取り組む必要があります。

【施策の基本】

想定されるあらゆる危機に対応できる危機管理体制の構築を推進します。

【施策の内容】

１．危機管理体制の整備

●災害、武力攻撃事態等の発生時に、市民の生命及び財産を守るため、市民と地域、行政及び関係機関等すべてが連携し、適切に対応できる体制づくりを推進します。

●市の有するすべての機能を十分に発揮し、各部局において緊急事態に総合的、計画的かつ効果的に対処するとともに、被害の防止・軽減を図るため、日常における危機管理対策を推進します。

2　消防対策の推進

（1）消防体制の強化

【現状と課題】

高齢化社会の進展、核家族化、建物構造の複雑化等に伴い、災害、事故等の様相も多様化しています。

このような中、本市における火災の状況を見ると、発生件数は減少傾向にありますが、人的被害は増加しています。

一方、災害等に対する市民の危機意識は自主防災組織の結成とともに高まりつつありますが、まだ十分なものとは言えない状況にあり、市民一人ひとりが、救急時の応急処置や火災発生時の初期消火等、身近な災害時において市民レベルで可能な対処の重要性、有効性の認識を深める必要があります。

消防については、常備化の進展及び少子高齢社会の到来や、産業就業構造の変化等に伴い、消防団員数が減少傾向にあります。消防団は「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、地域住民を中心とした、地域密着型で即時対応力のある組織として地域で大変重要な存在であり、地域の消防力を低下させないためにも、適切な消防団員数を確保、維持する必要があります。

また、防火水槽や消火栓等の消防水利施設は、消防活動に不可欠ですが、未整備地域や老朽設備も数多くあり、今後、計画的に整備を図る必要があります。

【施策の基本】

市民の生命と財産を災害から守り、市民生活の安全確保と被害の軽減を図るため、総合的な消防・救急体制の確立を目指します。

【施策の内容】

1．消防体制の充実

- 災害等に迅速に対処し、市民生活の安全確保を図るため、消防・救助用車両及び資機材・消防施設（防火水槽等）の整備に努めます。
- 住宅火災による被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器の設置を促進します。
- 自主防災組織の育成を推進するため、各種訓練指導に努めるとともに、地域の防災意識の高揚を図ります。

2．非常備消防の充実

- 地域密着型でより力強い存在となるよう働きかけます。

3．救急・救助体制の充実

- 救命率の向上のため、高規格救急車両及び救命資機材等の整備を図ります。

3　交通安全・防犯対策の推進

（1）交通安全対策の推進

【現状と課題】

近年の市域の交通情勢は、市内の大型商業施設を利用するために市外から流入する車両の増加や、生活形態の多様化による夜間の交通量の増加等により、交通事故発生の要因がますます多様化しています。

本市では、これまでの交通安全活動の推進により交通事故数については大幅に減少していますが、一方で重大死亡事故の発生が問題となっています。

交通事故を防ぎ、快適な交通社会をつくるには、道路交通体系の整備や適正な交通規制の実施、交通安全施設の整備に加えて、市民の交通安全に関する意識やモラルを向上させていくことが必要となっています。そのためには警察署や関係団体、地域との連携による交通安全推進活動を図っていく必要があります。

【施策の基本】

地域、家庭、職場、学校などでの交通安全推進活動を展開し、交通事故が発生しない、発生させない環境づくりに取り組みます。

【施策の内容】

1．交通安全推進活動の促進

- 高齢者や子どもの交通安全意識の高揚を図るため、交通安全教室の開催や交通安全に関する情報提供を行います。
- 運転者の交通モラルの向上を図るため、交通安全教育やイベント、キャンペーン活動に取り組みます。

2．交通安全環境の整備

- ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備を進めます。
- 道路交通の状況を把握し、交通体系の整備や適正な交通規制を実施します。

交通安全キャンペーン

（2）防犯対策の推進

【現状と課題】

平穏な地域環境の中、大きな事案・事件の発生がないことを背景に、犯罪防止や暴力排除への積極的な取り組みが行えていないのが現状です。

しかし、近年、青少年を取り巻く犯罪及び暴力団関係者の関与による詐欺事件等は、地方においても例外ではなくなり、全国各地で発生しています。

このようなことから、犯罪事件の情報提供を行い、未然の防止につなげていくために、地域住民と行政等が連携した地域安全活動の発展・強化が重要となっています。

【施策の基本】

あらゆる犯罪から市民を守り、市内から犯罪をなくすため、警察署等と連携した取り組みを進めます。

【施策の内容】

1．防犯対策の充実

- 青少年を取り巻く犯罪の防止・撲滅に向けて、警察署、教育委員会、青少年育成センター、地域の安全を守る会などとの連携・協力により、積極的な啓発活動や見守り活動に取り組みます。
- 市民、地域での防犯意識の向上、防犯対策を促すため、犯罪の発生状況等の広報を行うとともに、防犯灯の設置などを進めます。

2．暴力排除対策の推進

- 暴力団関係犯罪の防止のため、犯罪の内容等についての広報を行うとともに、警察署と連携した防止対策を図ります。

4　消費生活の向上

（1）消費生活対策の推進

【現状と課題】

市民の生活水準の向上、流通や情報化の進展は、豊かで快適な生活をつくり上げてきました。

しかし、近年の消費者を取り巻く状況は、食品をはじめとして商品やサービスの信頼性の低下、また架空請求や不当請求、偽造キャッシュカードによる預金の引き出しなどの被害など、従来の消費取引ルールの隙間をついたトラブルの多発が社会問題化しています。

消費者がよりよい商品を合理的に選択し、また悪質商法等の被害に遭わないためには、消費者自身が知識や情報を得て、自主的な判断力を身につけ、自立することが大切です。

今後さらに、消費者の安全と安心を確保し、自立を支援するための情報提供や啓発活動、トラブルや苦情の相談活動を、関係団体と連携して進めなければなりません。

【施策の基本】

消費者の利益を守り、被害を未然に防ぐために、消費者の自立の支援、相談機能の充実を図ります。

【施策の内容】

1．安全・安心な消費生活の支援

- 消費者に、食品をはじめとする商品の安全・安心を確保するための、情報提供を進めます。
- 悪質な商法、取引等による消費者トラブルを防止するため、消費者への広報・啓発等に機動的・集中的に取り組みます。
- 日常生活の地球環境への負荷を抑制するための、学習活動に取り組みます。
- 「振込詐欺」などの犯罪の未然防止のために、金融機関など関係機関との連携を強めます。

2．消費者団体との連携

- 消費者団体との連携により、消費生活に必要な情報の収集や提供を行い、地域に密着した活動を支援・推進します。

Ⅱ　快適な住環境をつくる

1　上水道の整備

（1）上水道の整備

【現状と課題】

本市の水道は、3か所の上水道施設と12か所の簡易水道施設とで構成されており、安全で良質な水の安定供給が、市民生活や諸活動に欠かせないものとなっています。

本市の水道事業においては、近年の少子高齢化や人口の減少等による使用量の減少、施設の老朽化による漏水対策、地震などの災害時の安全性の確保等が大きな課題となっています。

このようなことから、水道施設の計画的な更新や耐震化など、災害に強い施設整備を進めるとともに、水道事業の経営計画の確立、経営体質の強化を図っていく必要があります。

【施策の基本】

老朽管の更新など上水道・簡易水道施設の計画的な改良整備を図るとともに、良質な水の安定供給による日常生活の安全性と利便性を確保します。

【施策の内容】

1．水道の安定供給

- 安全な水の供給確保と災害に強い施設整備を進めます。
- 将来の給水計画を見通した施設整備を進めます。
- 耐震管を積極的に採用し、基幹的な配水管路の計画的な耐震化を行います。

2．経営効率の向上

- 合理的、効率的な経営により、適正な利用料金の設定に努めます。
- 定期的な漏水調査を行い、有収率の向上を図ります。

2　住宅・宅地の整備

（1）市営住宅の整備

【現状と課題】

住宅は、子どもを育て、家族が憩い、老後を過ごすなど、幸せを育み、明日への活力を養う生活の重要な基盤です。公営住宅は、このような重要な生活基盤である住居の確保が、低所得等の理由で困難な方々のために整備を行ったものです。

本市でも、このような趣旨で整備した市営住宅が1,182戸（平成18年4月現在）あります。しかし、全体の約50％が昭和50年代以前の建設であることから、老朽化の進行、耐震性の不足が課題となっています。このため、計画的な修繕・改築等を行うとともに、安全、安心で快適な生活ができるよう住宅水準を向上させることが求められています。

【施策の基本】

住宅ニーズに対応できる市営住宅の整備と、耐震化等の安全性の確保の計画的な実施を図ります。

【施策の内容】

1．市営住宅の整備

- 良好な住環境の整備を進めるため、老朽化した市営住宅の計画的な改築・改善等に取り組むとともに、用途廃止などの検討を図ります。
- 市営住宅の維持管理については、入居者と協力し、適正な維持管理を進め、常に団地住民が住みよい快適な生活ができるよう努めます。
- 住宅の耐震性の向上とともに、住宅内の設備の更新や防水・外壁等の修繕、高齢者や障害者に配慮した施設整備を図ります。

2．市営住宅の公平で的確な供給

- 高齢者や障害者、低所得者のための住宅として、公平・的確に供給を行います。

（2）地域特性を活かした住環境の整備

【現状と課題】

市民にとって、住環境の整備は生活の中で最も重要な要素の一つです。近年、生活水準は急速に向上し、安全・ゆとり・楽しさなどを求める傾向にあり、従来、生活空間でしかなかった住居は、快適さを求める空間へと変化しています。

このような時代の流れに対応するため、脇町地区では、「ＨＯＰＥ計画（地域住宅整備計画）」の策定や、市街地景観条例の制定で、「うだつの町並み」とその周辺の再生・保存について一定の成果を上げてきました。

一方、市内の住環境の現状は、無計画な宅地開発・建築などにより、若者の定住や高齢化社会に対応できる計画的な整備や快適な住環境の確保ができていない状況です。

今後、歴史的町並みや景観、豊かな自然と調和のとれた住環境の整備、すなわち、地域特性を活かした住環境の整備が必要となっています。

【施策の基本】

地域特性を活かした計画的な住環境を整備し、すべての市民が暮らしやすく、景観を重視したまちづくりを目指します。

【施策の内容】

１．都市計画による計画的な整備

●まちづくりの核となる都市整備のマスタープランを策定し、計画的な整備を進めます。

２．地域特性を活かした個性ある住環境の整備

●地域の特性を活かした住環境の整備に努めるために、まちづくりの住民組織の形成を図ります。

３．積極的な景観行政

●伝統的な景観の保護や自然環境の保全、無計画な開発の規制、建築指導等、景観行政に努めます。

3　景観に配慮したまちづくり

（1）環境美化の推進

【現状と課題】

人は日常生活の中で、自然や物の形を変え、より暮らしやすい環境を求め、創造してきました。しかし、環境汚染や公害等が発生している状況の中、自然や、人の生活に与える影響について見つめ直さなければなりません。

本市でも、自然に関する知識や環境美化への意識はまだまだ低く、河川・森林等への不法投棄やごみの投げ捨てが問題となっています。

こういったことから、市民の環境美化への意識を高め、地域を住みよいきれいな環境に保つため、市内全域の一斉清掃や、市民団体が参加して、国・県との連携による国道や河川清掃に取り組んでいます。

このように、市民や市民団体が身近な地域を清掃・美化することは、より自分たちの地域に愛着が湧き、住みよい環境を保つことにつながります。

一人でも多くの市民の参加を求め、また主体的に活動する市民団体の活動促進を、今後も積極的に進めていくことが大切です。

【施策の基本】

環境美化についての啓発・教育や地域ぐるみの環境美化運動を積極的に実施することにより、市民の環境意識の高揚を図り、ごみの不法投棄や公害防止など環境保全への取り組みを推進します。

【施策の内容】

1．環境美化意識の啓発

- 景観を損ねるような不法なはり紙や立看板の除去等により、生活環境の保全を図ります。
- 不法投棄やごみの投げ捨て、散乱を防止するため、巡視や指導を充実します。

2．環境美化活動の推進

- 地域や河川の一斉清掃を定期的に計画し、多くの市民や市民団体の参加を促します。
- アドプト等、市民が主体となって活動する仕組みを広め、活動する団体等を支援します。

ごみの不法投棄

ボランティア活動

（2）公園・緑地の整備

【現状と課題】

公園や緑地などの憩いの空間は、市民の身近にある公共空間施設であり、人が語りあい、ふれあう場として、子どもたちの遊びの空間として、また、災害時には避難場所としての機能を併せもつなど、市民生活にとって様々な役割を果たしています。

現在市域では、都市公園、農村公園など大小様々な形態の公園・緑地が整備されていますが、多様化する市民ニーズに十分に対応したものとはなっていないのが現状です。

今後は、自然環境との調和に留意しながら、市民が気軽に利用できる特色をもった公園・緑地を整備していく必要があります。

【施策の基本】

少子高齢化等により多様化する市民ニーズに対応し、市民生活に潤いとやすらぎをもたらす公園・緑地の整備を図ります。

【施策の内容】

1．公園・緑地の整備・保全

- 利用目的、利用圏域に応じた公園緑地を計画的に整備し、特に防災空間などの多様な機能を兼ね備えた整備を図ります。

2．緑化の促進

- 市民の緑化意識の啓発を図るとともに、市民全体の緑化活動の促進を図ります。
- 公共施設や公共空間、企業等における緑化整備を推進します。

4　適正な土地利用の推進

（1）効率的・計画的な土地利用の促進

【現状と課題】

本市の土地利用の形態は、市域の約8割を森林が占め、吉野川沿いの平坦部などで市街地や農地が形成されています。旧脇町地域の一部が都市計画区域となっていますが、開発にあまり制限を課さない無指定（用途区分無し）、未線引きの区域となっており、その他の大部分は都市計画区域外となっています。そのため、市街地の保全や整備に関する明確な方針が定まっておらず、計画的な土地利用の規制、誘導が十分に行われていない状況です。今後は、長期的かつ総合的な視点から本市が目指すべき土地利用の将来像を見据えた方針を明確にする必要があります。

また、効率的で計画的な土地利用を図るためには、土地の実態を正確に把握することが重要です。しかし、市全体における地籍調査事業の進捗状況は、平成１８年度までに２５.９％で、山間部の大部分が未調査となっています。そのため、限りある土地の有効利用・保全のために地籍調査をより計画的に推進する必要があります。

【施策の基本】

豊かな自然環境との調和を重視しながら、市内それぞれの地域の機能性、役割を確保し、市民の生活環境を向上させるため、適正かつ合理的な土地利用を進めます。

【施策の内容】

１．効率的・計画的な土地利用の推進

- 市街地の土地の総合的かつ計画的な利用、また、無秩序な開発の防止を図り、都市機能の充実や快適な地域環境の確保に努めます。
- 脇都市計画マスタープランに基づき、詳細計画を策定し順次実施するよう努めます。

２．地籍調査事業の促進

- 土地の権利の明確化、災害による現地変形の正確な復元、税負担の適正化、事業計画時におけるＧＩＳの活用等が事業成果として期待できるため早期事業完了を目指します。
- 高齢化及び山林の荒廃が進む山村については、今後の地籍調査による境界確認が円滑に実施できるように努めます。

Ⅲ　利便性の高い住環境をつくる

1　生活道路の整備

（1）市道等の改良整備

【現状と課題】

本市は、ほぼ中央部を東西に吉野川が流れ、地理的・地形的に南北の結びつきは国・県道に依存しており、これらに連絡する市道を効果的、機能的に整備することで、市民の生活基盤整備の向上を図る必要があります。

市道は、延長約1,200kmとなっており、大半が幅員3m前後で、必要な構造物の未整備や未舗装路線も多い状況です。また、近年山腹からの転石、落石事故が発生しています。こうしたことから、広域的幹線道路、地域道路、都市計画道路など、子どもや高齢者をはじめ、すべての人が快適に利用ができるよう、安全で、環境に配慮した道路の整備が求められています。

【施策の基本】

本市の一体性を確保するため、回遊性を重視する道路網の形成に努めるとともに、交通安全や災害対策などに配慮した道路環境の整備を計画的に図ります。

【施策の内容】

1．生活道路の整備

- 市民生活と密接な関係にある市道の整備・改良については、国道、県道との機能分担や連携性を考慮して、地域の実情を踏まえながら、子どもや高齢者をはじめすべての人々に安全で快適な道路環境を実現します。
- 地域と地域を結ぶ連絡道の整備を図り、災害時の避難路としての道路網を確立します。
- 道路の維持管理に関しては、市民生活に支障をきたすことのないよう早期対応を図ります。

2　広域交通ネットワークの充実

（1）基幹道の整備促進

【現状と課題】

本市は、域内に高速自動車国道のインターチェンジが2か所あり、国道192号、193号、438号、492号、県道鳴門・池田線、美馬・塩江線など、隣接県へ通じる幹線道路が縦横するなど、県の東西や隣接県を結ぶ交通の要所として重要な役割を担っています。

これらの国道、県道の改良を推進するため関係機関への働きかけを行っているところであり、着々と整備は進んでいますが、まだ十分とはなっていません。

【施策の基本】

市民や、本市を訪れる人々が幾度となく足を運ぶことができる、快適で利便性の高い道路網の確立を促進します。

【施策の内容】

1．基幹道の整備促進

●近隣の地域間を結ぶ道路網の強化のため、国道、県道等の改良整備について、関係機関に積極的に要望していきます。

●国道193号の高規格化を促進するため、関係機関に積極的な働きかけを行います。

3　市民交通システムの整備

（1）新しい交通システムの実現

【現状と課題】

本市の公共交通体系の状況は、鉄道ではＪＲ徳島線の2駅が通勤、通学や観光客に利用されてきましたが、自家用車の利用が主流になり、また高速バスの開通などにより、利用客は年々減少しています。

バス路線については、従来のバス事業が廃止された市内4つの路線について、市がバス業者に運行委託を行う代替バス事業で路線を維持し、自己の交通手段をもたない交通弱者のための生活交通及び利便性を確保しています。

今後、ますます高齢化が進展し、通院や買い物、公共施設の利用などにおける、高齢者等の交通手段の確保は、ますます重要となってきています。バス路線など、運行体系を見直し、他の交通機関や各種団体とも連携しながら、利用者の利便性の向上と輸送力の強化を図らなければなりません。

【施策の基本】

広大な面積を有する本市の地域特性を考慮し、子どもから高齢者まで市民のニーズに即した利用しやすい交通体系の整備を進めます

【施策の内容】

1．交通体系の整備

●代替バス、スクールバスなどを総合的に検討し、従来の運行形態にとらわれないバス運行計画の策定に努めます。

●地域住民のニーズに対応するため、地域公共交通会議を設置し、関係者と協議を進めながら、公共交通機関のより良いサービスの提供について検討します。

代替バス

第3章

環境と調和するまちをつくる

Ⅰ　豊かで美しい自然環境を守る
Ⅱ　環境にやさしい社会をつくる

第3章　環境と調和するまちをつくる

Ⅰ　豊かで美しい自然環境を守る

1　自然環境の保全と活用

（1）自然環境の保護

【現状と課題】

本市は、市域の約8割を占める森林や西日本第2位の標高の剣山、吉野川、穴吹川など、豊かな緑と清らかな水に囲まれた自然の美しい地域です。この自然環境の中で、私たちの先人たちはなるべく自然に負荷をかけないように、様々な知恵と工夫で暮らしをつくってきました。

しかし、近年の産業構造や生活形態の進化、変化は、自然環境に相当な影響を及ぼしており、自然破壊の現状は深刻化しているといわれています。

さらに、「自然を守り、壊さない」ということは、森林などの緑を保全し、緑化を進め、自然の中の動植物を保護することです。豊かでかけがえのない自然を大切にし、自然破壊を防ぐには、市民や事業者の充分な理解と行動、行政の積極的な施策が必要です。

また、地球環境の保全のための施策としては、地球温暖化防止対策や、太陽光発電・風力発電などの新エネルギーについての取り組みを進めていますが、今後、新たに有効な施策展開を図る必要があります。

【施策の基本】

豊かな自然環境に恵まれた本市の地域特性を後世に継承するため、自然環境の保全やリサイクルを推進し、自然環境と調和したまちづくりを進めます。

【施策の内容】

1．美馬市環境基本計画の策定

●本市の環境の現状と課題、市民ニーズを踏まえ、よりよい環境づくりを進めるため、美馬市環境基本計画を策定します。

2．自然環境保護施策の推進

●自然環境保護の重要性や具体的方策について、啓発、教育、広報等を進めます。

●山地の崩壊や流失を最小限に食い止めるため、有効な治山・治水施設を設置し、人命や財産を守り、自然環境を保護する施設の整備を図ります。

3．地球環境保護施策の推進

●美馬市地球温暖化防止対策実行計画を策定し、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制状況を公表し、市民の環境保全への行動を促します。

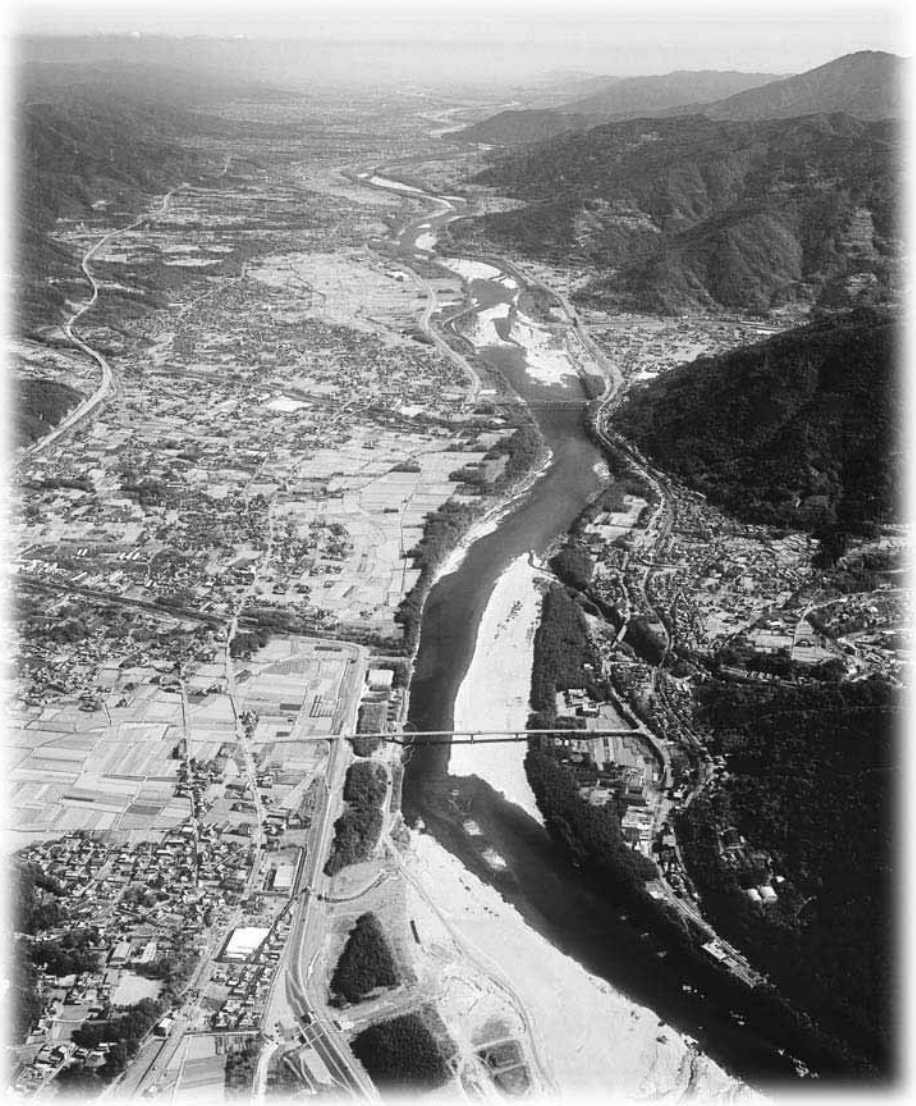

（2）河川環境の保護

【現状と課題】

河川は、市民にとって最も身近な自然であるとともに、防災、環境、空間など、様々な機能をもっています。また、河川の整備を行うことは、防災性の向上や都市機能の維持増進のために極めて重要であり、地域を再生、発展させる方策としても、河川を活かしたまちづくりを進めていく必要性が高まってきています。

本市でも、吉野川や穴吹川をはじめとして、市民の憩いのスペースづくりや観光資源としての整備が進められており、また市民やＮＰＯ団体等による環境保護や活用が取り組まれているところです。

貴重な自然であり、同時に「まち」を形成する資源として、河川環境の保護や活用を、国や県との連携のもと、積極的に進めていくことが求められます。

【施策の基本】

多くの機能をもちながら、時として脅威となる河川や自然環境の保全と治水対策を進めるとともに、まちづくりの重要な資源として整備を図ります。

【施策の内容】

1．河川環境保護の推進

- 自然と共生するため、生物の多様な生息・生育環境の確保、水質の保全を図ります。
- 河川の保護、河川の汚染防止の必要性を広める広報活動を行います。

2．河川の整備

- 安全で安心して暮らせる川づくり、清らかな水と健全な環境の川づくり、地域と一体となった川づくりに向けて、河川改修に努めます。
- 自然を活かした川の整備と良好な河川景観形成に努めます。

清流　穴吹川

（3）森林の保全と活用

【現状と課題】

森林は、木材生産以外にも、土砂の崩壊・流出や洪水を防止し、気温変化の緩和や大気の浄化も行い、レジャー、レクリエーションの場として、また、「緑のダム」として、渇水の緩和と水質の浄化など水資源をかん養する機能をもつことで、人々の生活の根本に重要な役割を果たしています。

また、地球温暖化防止への国際的な取り組みが進展する中で、二酸化炭素の吸収源としての森林の役割が注目され、森林破壊への危機感も高まってきています。

しかし、社会的、経済的な要因から、森林は依然として危機的な状況にあります。森林の劣化や原生林の減少などの質の変化も進展しています。

このような状況の中で、本市においても、森林のもつ多面的な機能を維持、向上させるため、森林を最適な状態で管理し、森林育成に有効な手段を講じていかなければなりません。

【施策の基本】

豊かな森林資源を有効かつ持続的に活用しながら、国土保全や水源かん養など、森林のもつ多面的な公益的機能の維持・増進を図ります。

【施策の内容】

1．基盤整備の充実

- 林産物の搬出入を容易にするため、適切な森林整備を行い、効率的な林業経営を支えます。
- 高齢化が進む山村地域において、森林のもつ多面性を高度的かつ有効的に発揮させ、森林機能を活性化させる手段を講じます。
- 森林資源の搬出入、集落間を結ぶ主要交通網を、災害等有事の際には、迂回路、避難路として活用できるよう林道等の基盤整備を図ります。

Ⅱ　環境にやさしい社会をつくる

1　循環型社会の推進

（1）循環型社会の推進

【現状と課題】

私たちは、これまで大量生産、大量消費、大量廃棄によって、豊かさを実感してきましたが、その結果、製品の原料である石油などの天然資源の埋蔵量が減少し、製品は大量の廃棄物となり処分場の不足をきたし、一方で不法投棄や有害物質の発生を引き起こすなど、深刻な社会問題となっています。

限りある資源を大切に使い、環境を破壊しない社会にするためには、廃棄物の抑制と適正な処分、資源を循環させる仕組みづくりが重要です。

本市では、ごみの減量化とリサイクルを推進するため、市民や事業者に対し、ごみの分別の徹底や、リサイクル製品の利用促進、使用済乾電池の回収などを、基本的な取り組みとしてきました。今後も、省資源、省エネルギーの施策とともに、推進していかなければなりません。

また、企業などの組織が自ら環境保護に主体的かつ継続的に取り組むことを促進するため、「ＩＳＯ１４００１」認証取得についての広報、奨励を行うことも必要です。

【施策の基本】

人と自然の共生を図るため、ごみの減量化、分別の推進、リサイクルによる再資源化など、資源循環型社会への取り組みを積極的に進め、環境負荷の軽減に努めるとともに、国際標準規格（ＩＳＯ１４００１）の取得奨励に努めます。

【施策の内容】

１．ごみ減量化の推進

- ごみの分別排出の徹底を図るため、市民、事業者への啓発を充実します。
- リフューズ（ごみになるものを受け取らない）、リデュース（ごみの発生を抑える）、リユース（再使用する）、リサイクル（再資源化する）の４Ｒを推進します。

２．収集・処理体制の充実

- 効果的、効率的なごみ収集体制の確立を図ります。
- 資源の再生利用等のための施設整備を進めます。
- 環境負荷の低い最終処分施設の整備、確保を図ります。

※ISO14001：国際標準化機構（ISO）が進める国際規格。
企業や団体が、その活動に伴う環境負荷の低減のために、求められる規格。

2　生活環境対策の推進

（1）衛生環境の整備

【現状と課題】

快適で、いつまでも住み続けたいと感じる生活環境を持続するためには、環境衛生や公衆衛生の向上に努めていかなければなりません。

本市ではこれまで大きな公害の発生はありませんが、家庭ごみの不法投棄やペットの糞の未処理、衛生害虫や不快害虫の発生、産業施設から発生する悪臭など、直接自然環境に影響を及ぼしたり、生活するうえで不快な思いをする問題が頻発しています。こうした生活環境に関する問題は、事業者の生産活動や市民一人ひとりの日常生活における、環境意識、モラルの向上を図ることでしか解決できません。そのため、問題提起、意識啓発を促す広報活動等により、市民、事業者、行政が一体となって改善しなければなりません。

また、ごみ処理、し尿処理については広域での取り組みを進めていますが、さらに適正な処理計画を樹立していくことが必要です。

【施策の基本】

快適で衛生的な生活環境を保持するため、公害や生活環境を汚染する行為への対策を講じるとともに、生活環境の改善・向上の取り組みを図ります。

【施策の内容】

1．生活環境対策の推進

- 生活環境に関する意識やモラルの向上を図るため、意識啓発を進めます。
- 衛生的な生活環境の保持とまちの美化、公害抑止のための対策に取り組みます。
- ごみ・し尿の適正処理に努めます。
- 市営墓地の適正な管理を進めるとともに、市民ニーズに応じた整備を図ります。

3　下水処理対策の推進

（1）下水道の整備

【現状と課題】

下水道や農業集落排水施設は、生活環境の向上と、河川、用水など公共水域の水質汚濁の防止の面から重要で不可欠なものです。

特に本市は、四国一の清流である穴吹川に象徴される清らかな水資源の地域特性を誇っており、こうした環境を保全していくための施策の展開が急がれています。しかし、平成18年度末時点での整備状況は下水処理4.9％、農業集落排水処理4.6％、浄化槽処理25.4％と、依然として低い状況となっています。

こうした現状から、これまで公共下水道などの事業については積極的な推進を図ってきましたが、今後、農業集落排水事業や合併処理浄化槽設置事業との一体的整備促進を進め、処理区域の拡大及び加入促進を図ることが求められています。

【施策の基本】

美馬市汚水処理構想の策定により、計画的な整備を推進し、衛生的かつ快適な生活環境の確保と河川の水質保全を図ります。

【施策の内容】

1．下水道・農業集落排水施設整備の促進

- 地域の実情を詳細に調査し、採算性・効率性を十分に考慮して、施設整備を進めます。
- 下水道・農業集落排水接続率の向上に向けた啓発を図ります。

2．合併処理浄化槽設置の促進

- 補助地域内での家屋（住居）の新築時、または単独処理浄化槽からの変更設置に対する支援を行います。
- 合併処理浄化槽の普及に向けた啓発を図ります。

第４章

活力がみなぎるまちをつくる

Ⅰ　暮らしを支える地域産業の活性化を図る
Ⅱ　にぎわいを生み出す観光の振興を図る

第4章　活力がみなぎるまちをつくる

Ⅰ　暮らしを支える地域産業の活性化を図る

1　農林業の振興

（1）農業の振興

【現状と課題】

食生活の高度化・多様化が進む中で、国内産農産物の消費は減退し、多量の輸入に依存した食糧需給構造となっています。また、農業生産の場においては、農産物価格の低下、農業者の高齢化や農業後継者の不足、農地面積の減少や耕作放棄地の増加など、多くの経営課題を抱えており、このような現状は、優良農地の確保や自然環境の保全、さらには農村文化の伝承などにも影響を与え、豊かで住みよい地域社会の構築、持続を困難にしています。

こういった中、食料・農業・農村基本法では、食料の供給はもちろんのこと、国土や環境の保護などの、農業や農村のもつ多面的役割を高めるための施策を展開することにより、安全で安心な農産物の産地としての地位を確立することが必要だとしています。

さらに、環境保全型農業の取り組みも求められており、農薬や化学肥料中心の農業から脱却した「環境にやさしい農業」をテーマとした、安全・安心で付加価値が高く、地域特性を活かした農業を推進していくことが課題となっています。

畜産業については、農業の基幹的部門として農業生産上大きなウエイトを占めていますが、近年の市場の国際化や畜産農家の高齢化、担い手の不足、また環境問題等の要因により大きな変革の時期を迎えつつあります。効率的かつ安定的な経営を目指して、経営改善に積極的に取り組む担い手を確保・育成することが必要です。

このような課題に的確に対応し、活力ある農業・農村を築き、農業が職業として選択しうる魅力と、やりがいがあるものとなるような取り組みが求められています。

【施策の基本】

農業、農村がもつ多面的機能の維持、発展を図り、農業経営、畜産業経営の改善、活性化を図ります。

【施策の内容】

1．農業生産基盤の整備

- 農道や用排水路等の整備を図ることで、農作業の効率化、迅速化による地域農業の振興を図り、地域生活の向上にもつなげることで、農村地域の活性化を推進します。
- 農業経営意欲低下の大きな要因となっている有害鳥獣対策について、具体的・効果的取り組みを進めます。
- 優良農地の確保、保全を図るとともに、遊休農地を解消するためのシステムづくりを進めます。

2．多面的機能の維持・発展

- 農業、農村がもつ多面的機能の理解や認識を深めるため、各交流施設等を活用して、都市住民との交流を進めます。

3．農業経営の改善

- 担い手、後継者不足対策として、農地・農業用機械等の有効利用など、高齢農家や兼業農家を包括した集落営農等のシステムづくりを推進します。
- 消費者の食への関心と理解（食の安心・安全）を深めるため、地産地消の体系の整備に努めます。
- 計画的生産や生産意欲の増進につながり、農産物のブランド化も可能となるよう、産直市の支援や販路開拓を進めます。
- 農産物や農産加工品を中心に、関係機関と連携した特産品開発を進めます。

4．環境保全型農業の支援

- 「ミマ有機」などを有効利用した付加価値の高い有機農業を推進し、自然環境に負荷の少ない農業への転換を進めます。
- 中山間地の地域特性を活かしたみまブランドを確立します。
- 農業生産性の向上や販売戦略確立のため、農業協同組合等の関係団体との連携を図ります。

5．畜産業の振興

- 経営コストの削減と生産規模の拡大を支援し、畜産後継者の育成に努めます。
- 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策に努めることにより、畜産経営の健全な維持発展を図ります。

6．畜産環境整備の推進

- 環境保全のため、美馬コンポスト事業などにより、家畜排泄物の適切な処理・活用を促進します。

ゆずの収穫

（2）林業の振興

【現状と課題】

森林は、水源のかん養、山地災害の防止、自然環境の保全、木材等の林産物の供給など国民生活に重要な役割を果たしていますが、地球温暖化問題などによりその重要性が高まっています。このような森林の構築には、極めて長い時間を要し、また自然の力に大きく依存している中で、林業による森林の管理を適正に行うことが、木材の安定供給はもちろんのこと、森林の多面的機能の発揮につながるといえます。

国では、新たな森林・林業基本計画により、森林を緑の社会資本として長期的視点に立った森林づくりを推進し、また森林を支えるためには林業の発展が不可欠であるとし、国産材の利用拡大、復活を目指しています。

本市においては、市域の約8割を森林が占めているにも関わらず、林業は、価格の低迷等により衰退し、担い手不足や後継者不足となり、山村地域の高齢化、過疎化にも拍車をかけています。

林業育成については、森林組合など関係団体の活動や森林施業計画による山林の管理、保全に努めていますが、林業従事者の高齢化等により、保全管理が困難となっているのが現状です。

また、林道、作業道の整備も進め、産業や生活の基盤の充実を図るとともに、森林セラピーなど森林の多目的な利用を促し、森林への理解を進める必要があります。

【施策の基本】

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、育成単層林（※）育成複層林（※）の積極的な整備や、天然生林の保全・管理を進めます。

【施策の内容】

1．林業の振興

- 森林施業計画を作成し、間伐の特定団地化を図り、簡易作業路網及び高性能林業機械の導入により、施業の低コスト化を図ります。
- 重点的な間伐施業団地を設定し、環境に配慮した森林を目指します。
- 不在地主等の私有林を早急にデータベース化し、適正に管理します。

※育成単層林：森林を構成する樹木を一斉に植林し、伐採する森林のこと。
※育成複層林：森林を構成する樹木を部分的に伐採し、その後植林を行うこと等により、年齢や高さの異なる樹木から構成される森林のこと。

2　商工業の振興

（1）商業の振興

【現状と課題】

近年の大規模店舗の増加や複合型商業施設、飲食チェーン店の進出、消費者の購買活動の広域化、コンビニエンスストアの急増等により、既存の商店街、個人商店の経営環境は非常に厳しくなっています。また、経営者の高齢化、後継者不在などから、集客対策や新規開拓、他業種との連携による事業展開が難しくなってきており、特に商店街はその性質上、一部の店舗閉鎖が全体の来客の連鎖的な減少につながる傾向が強く、深刻な状況となっています。

本市においても商店数は、平成6年から平成14年までに、卸売業で13%、小売業で20%の減少となっており、様々な局面で上記の影響がはっきりと出てきているといえます。

商業は、住民への豊かな消費生活の提供という役割を通じて、定住化を促し、活気を満たし、便利で快適なまちづくりを担う産業です。そのため、商店、商店街の活性化の方策について、商工会等の関係団体との連携や、農業、観光などの関連する産業などから見い出していかなければなりません。

【施策の基本】

地場産業や特産品事業、観光事業と連携した商店の振興と、市民生活の利便性向上につながる魅力ある商業環境の形成を促します。

【施策の内容】

1．商店街、商店の活性化

●商工会等関係団体の指導力、情報力の向上や、店舗の個性化、専門化、関連業種との連携などを促すことで、商店が消費者ニーズに対応した魅力的な店づくりとなるよう進めます。また、インターネットを活用し、特産品の販路の拡大など、近代化・効率化を推進します。

●商店街については、まちづくりの大きな要素としての性格ももち、道路事情などによる影響もあることから、街路整備や美観も考慮し、憩いのスペース、交流の場としての機能なども兼ね備えたエリアとして位置づけ、振興に努めます。

（2）工業の振興

【現状と課題】

工業の振興は、市の経済面での貢献はもちろんのこと、就業機会の拡充、定住意識の促進など、大きな意義をもっています。

本市の工業は小規模・零細事業所が6割を占めていますが、厳しい経済状況が続く中で、事業所数、従業員数、製造品出荷額とも減少傾向にあります。特に縫製業は近年の外国生産品、外国製品の増加による影響を受け、著しく減少しています。

この状況は、地域の雇用情勢や若者の起業意欲の低下にもつながっており、生産年齢人口の流出による少子高齢化に一層拍車をかけることにもなります。こういった現状を打開するため、活力ある地域産業の基盤づくりを支援する取り組みが必要となっています。

【施策の基本】

商工会等の関係団体との連携を図りながら、経営基盤の強化を促すとともに、公害がなく、住工が調和された工業振興に努めます。

【施策の内容】

1．工業の振興

- 技術力や競争力の向上を図るため、国、県などの実施する中小企業対策、融資制度の活用等について支援を行います。
- 商工会等と連携し、起業の際の専門的技術や情報交換に努め一層の起業支援を図ります。
- 企業間、異業種間の交流を活発にしながら新たな産業開発の芽を育て伸ばすとともに、新しい仕事に挑戦する起業家を支援します。

市街地

3　企業立地の促進

（1）企業誘致、企業支援の推進

【現状と課題】

バブル崩壊以降長期にわたる不況が続き、企業の海外進出、国内工場の閉鎖、需要の停滞、設備投資の低迷等により、地方への企業誘致は非常に厳しい状況が続いています。しかし一方では、高機能製品・基幹部品の開発・生産の国内回帰、高度技術の外国流出防止策などで、国内・海外での分業が高まり、国内立地・国内生産が増加するという予測もあります。

このようなことから、さらに積極的な情報収集を行い、産業形態に応じた適地の選定や立地基盤の整備が求められています。

【施策の基本】

企業立地支援策を充実するとともに、新規立地を促すため、適地の確保に努めます。

【施策の内容】

1．企業誘致活動の推進

- 情報収集活動、適地選定などを一元的に行い、誘致活動を効率的に行うための体制を整備します。
- 国、県、関連団体との連携・協力体制を強め、様々な機会、方法による、企業誘致のＰＲを推進します。

2．企業立地支援策の充実

- 本市への事業所等の設置が促進されるよう、企業立地支援関連施策の充実を図ります。
- 本市内での、起業化や新産業の創出を促進します。

Ⅱ　にぎわいを生み出す観光の振興を図る

1　観光の振興

（1）観光資源の整備

【現状と課題】

生活水準の向上や価値観の変化、余暇の活用方法、労働時間の短縮など、全国的にも観光・レクリエーションに対するニーズがますます高まっています。また、物質的な豊かさから精神的な豊かさを求めようとする志向が高まり、人々は自然とのふれあいや歴史的な事物等に接する機会、空間を求めている傾向にあります。

本市には、自然、歴史、スポーツに大別できる観光資源があります。「うだつの町並み」「穴吹川」「剣山」「寺町」は全国的にも知名度が広がってきています。これまで、それぞれを観光拠点として観光開発やイベントの開催等に取り組んできましたが、観光客の受け入れやＰＲ方法などの有機的、効果的な結び付きが構築できておらず、貴重な観光資源の有効な活用とはなっていません。

また、高速道路等の交通網の整備により、広域観光が進み、通過型、日帰り型が中心となっていることも課題となっています。

そのため、それぞれの観光資源の特性を活かしながら滞在型観光につなげていくための取り組みや、再度訪れてみたいと思える観光地としての体制、整備を図っていかなければなりません。

【施策の基本】

市域の観光資源を有効に活用し、特色ある観光施策を進め、市のにぎわいと活力を生み出す取り組みを進めます。

【施策の内容】

1．観光資源の整備

●観光拠点、観光施設間をネットワーク化し、観光ルートの作成、ＰＲ等を積極的に展開します。

●観光資源の特性を充分に引き出し、効果が持続するイベント等を進めます。

2．観光誘致の推進

●観光客のニーズや動向をつかむため、観光地動態調査を行い、集客要素の充実に向けた的確な対応を図ります。

●旅行会社等との協力関係を築き、観光客の誘致を進めます。

●県人会、近畿美馬市ふるさと会等の組織の協力を得て、地域縁故者へのＰＲを効果的に行います。

3．広域観光の推進

●県及び関係市町との連携を図りながら、剣山周辺観光や香川県等瀬戸内海周辺観光との連携を進めます。また、外国人観光客への対応も積極的に行います。

4．観光資源の魅力向上

●市の観光資源である歴史文化遺産と豊かな自然環境が、将来にわたり魅力ある観光資源として活用できるよう、市民と関係機関・団体の協力のもと、保存・保全を図ります。

●観光資源の魅力アップにつながる市民ボランティア活動等に対し、支援協力体制を築き、次世代への礎となるひとづくり、地域づくりを図ります。

筏下り大会

（2）観光サービス業の育成

【現状と課題】

本市が設置した観光関連施設としては「ブルーヴィラあなぶき」「平成荘」「美村が丘」「美馬温泉」などがありますが、それぞれの特性を充分に活用、発揮できておらず、厳しい運営状況となっています。特に、各施設とも中山間リゾート型の施設であるため、冬期における利用客の確保が課題となっています。また、美馬温泉を除き、各施設とも個別の第三セクターが運営管理していることから、施設間の連携が十分ではない状況です。

このようなことから、市観光協会や剣山周辺観光振興会議などの広域連携を強めることで、関連施設の活用による相乗効果や、施設の宣伝活動を組織的、広域的に進めていく必要があります。

【施策の基本】

観光協会など、観光関連団体との連携により、組織的な集客活動を進めるとともに、観光資源の活用や特産品開発と連動して、特色ある施設運営を進めます。

【施策の内容】

1．美馬市観光協会等との連携

●市内外で実施される観光振興イベント・地域振興イベント等を通して、連携を深めるとともに、観光ブランド力向上に向けて取り組み、美馬市地域の歴史・文化・自然の特色を活かしたまちづくり・ひとづくりを推進します。

2．第三セクター等の経営改善

●経営体質、意識の改革、財務状況の改善等についての取り組みを進め、地域に必要不可欠で愛され、自立を目指した施設運営を図ります。

第５章

人が集い、交流が生まれる魅力あるまちをつくる

Ⅰ　都市間交流の促進を図る
Ⅱ　美馬文化を継承・創造する

第5章　人が集い、交流が生まれる魅力あるまちをつくる

Ⅰ　都市間交流の促進を図る

1　都市間交流と連携の促進

（1）広域交流の推進

【現状と課題】

交通ネットワークや情報・通信分野の拡大・進展、生活様式の多様化は、市民生活での行動範囲を変え、人・もの・情報、及び産業経済活動は以前より広域に広がってきています。また、合併により、それぞれの自治体内での価値観や文化、経験などが多様化し、広がりをもったことで、ますます多面的な広域化が進むと考えられます。

本市においても、市民の日常生活や経済活動を見ると、県西部圏域はもちろんのこと、中部圏域や香川県とも、生活や教育・文化面、経済活動面において、つながりが深まってきており、交流範囲がより広がっています。

このような多様で活発な交流を地域の活力向上に結びつけるとともに、都市間競争、地域間競争に打ち勝っていける地域づくりを進めるためには、生活経済圏域を単位とする基盤整備はもとより、より広域的な視点から圏域間相互の連携強化や機能分担を図る必要があります。

また、歴史的な絆などにより提携された姉妹（友好）都市交流は、儀礼的な友好親善を目的とするものにとどまらず、人的交流、文化交流、さらには、技術・経済交流といった共通の目的をもち、相互協力まで発展させることが必要です。

【施策の基本】

県西部圏域の交流拠点としての取り組みを強めるとともに、近畿美馬市ふるさと会などの交流事業、姉妹（友好）都市交流の効果的な推進を図ります。

【施策の内容】

1．広域交流の推進

●県西部圏域及び近隣圏域との交流や連携を進めます。

2．姉妹（友好）都市交流の推進

●多方面での積極的な交流を実施します。

●歴史、文化、産業の類似性を考慮し、姉妹（友好）都市提携を推進します。

3．友好事業の展開

●近畿美馬市ふるさと会会員の拡大と交流事業等の充実を図り、会員に対しての情報発信や情報交換など、連携を密にしながら、本市をＰＲできる組織づくりの構築を目指します。

●７７７事業をきっかけとして、相互の情報交換を継続して行い、全国からの交流人口を増やすために有効な事業を展開します。

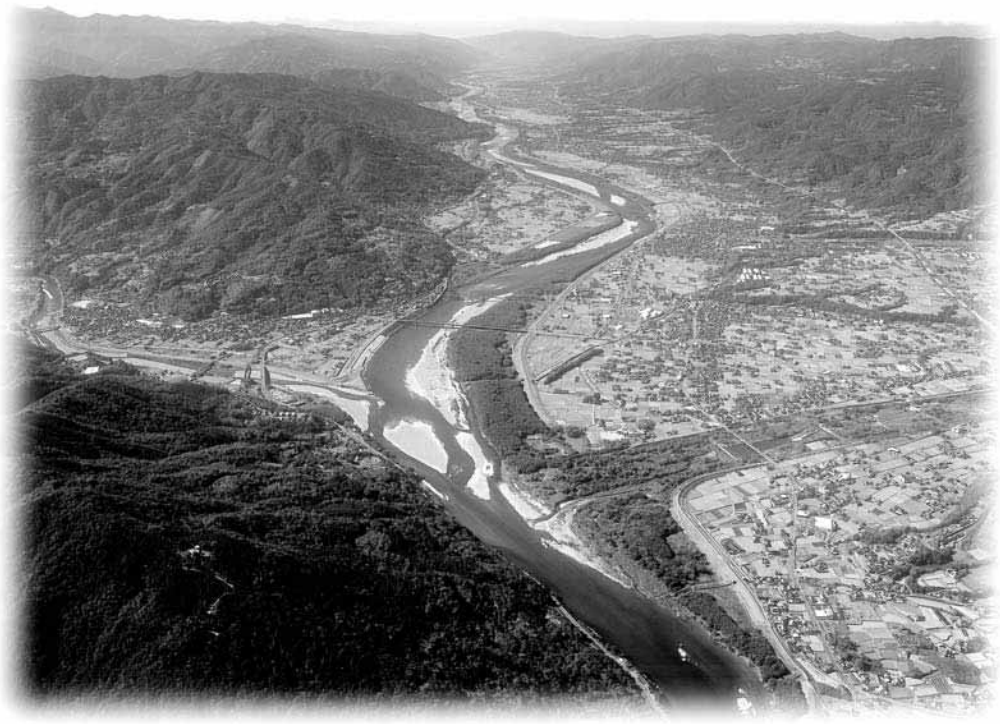

（2）移住・定住の促進

【現状と課題】

本市では近年、少子化や働く場の減少、都市部への転出等で、人口の減少が続いており、活力ある地域社会の創造をますます困難にさせています。特に山間地域での過疎化、少子化は著しく、後継者の不在につながり、空き家や遊休農地の増加は深刻な状況となっています。また市街地でも、既存商店街の空き店舗、空き家が目立ってきており、人口減少の悪循環の要因となっています。

このような状況の転換を図るため、これまで本市でも企業誘致や若者定住団地等の定住促進環境の整備に取り組んできましたが、人口の減少をくい止めるには至っていません。

このような中で、団塊世代の大量退職を迎え、地方でのスローライフを楽しむ志向が高まりつつあり、都市部からの移住や交流促進を図るための取り組みが求められています。若年層の転出抑制策とも併せ、地域ストックの積極的な活用など、ＵＪＩターン者の受け入れ体制の整備を図っていくことが重要となっています。

【施策の基本】

若年層、生産年齢層の定住意識の向上を促すとともに、団塊の世代退職者の都市部からの移住や交流の促進を図るための施策を展開します。

【施策の内容】

１．移住・定住誘導

- 若年層が定住しやすい環境、定住を促す環境をつくるため、他の施策との連携を図りながら、移住・定住支援、促進策を進めます。
- 団塊の世代退職者を中心とした移住希望者に対して、相談窓口の設置や、地域・民間でのサポート体制を整備します。
- 市公式ホームページ等でのＰＲや近畿美馬市ふるさと会などの交流機会を通して、移住促進に向けた情報発信を行います。

２．地域ストック等の活用

- 移住希望者の多様なニーズへの対応を図るため、空き家、遊休農地等地域ストックの活用を図ります。
- グリーンツーリズム関連施設等の活用により、農村の価値や魅力の再発見につなげ、交流から移住への誘導を行います。

2　国際交流の推進

（1）国際交流の推進

【現状と課題】

本市では、外国人研修生等の在住外国人が増加しており、多文化共生時代へと変化してきています。こうした中、国際交流員を招いて、文化活動や在住外国人の生活支援活動に取り組んでいます。国際社会への転換が急速に進む中、国際交流員の果たす役割は大きく、文化・生活習慣などの違いを越えて、共存できる生活環境をいかに整備していくかが求められており、その達成こそが国際化社会に対応できる、ひとづくり、まちづくりにつながります。

今後、このような国際交流員の活動をきっかけとした、市民レベルでの国際交流活動を促すための取り組みが必要となっています。

【施策の基本】

市民レベルでの国際交流・国際協力を推進するため、在住外国人への支援、市民の多文化理解の促進、情報提供などを行います。

【施策の内容】

1．国際交流の推進

- 外国青年招致事業（ＪＥＴプログラム）を継続的に実施し、外国の文化や価値観にふれる機会を提供し、豊かなひとづくりを推進します。
- 多くの市民の国際理解を促すために、外国の文化、歴史等の紹介などを行い、国際交流の促進を図ります。
- 国際交流の広がりを図るため、市民団体、地域国際交流団体等との連携を図ります。
- 諸外国の学生を対象としたホームステイ交流を推進します。
- 歴史、文化、産業などの類似性などを考慮し、海外との姉妹（友好）都市の締結を検討します。

2．国際化への対応

- 外国語による生活情報冊子及び観光パンフレットを作成し、在住外国人が住みやすい環境づくりを進めます。
- 市公式ホームページを外国語で紹介し、市内外の外国人に情報を提供します。
- 青年海外協力隊など市民の国際ボランティア活動への参加を促すなど、国際協力活動の推進に努めます。

Ⅱ　美馬文化を継承・創造する

1　歴史・伝統の継承と保護

（1）伝統文化の振興

【現状と課題】

伝統文化は、地域において営まれる産業と、これに携わる人々の生活に育まれ、歴史的な経緯の中で受け継がれてきました。市民の貴重な財産である伝統文化を、将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、市民が伝統文化に愛着や誇りをさらに高めていくことが必要です。

本市においても、伝統芸能の保存・継承のため、様々な活動が個人や団体の努力で積極的に行われています。しかし、近年の少子高齢化や過疎化により、伝統文化を受け継ぐ若い世代の不足が問題となっています。

このような状況の中、指定無形文化財としての重点的な保存、継承の取り組みや、子どもたちが伝統文化に接する機会を積極的に設けるなどの取り組みを続けていくことが重要です。

【施策の基本】

伝統文化に関する市民の理解を促し、継承・保護するとともに、交流機会の確保に努めます。

【施策の内容】

1．伝統文化の継承と振興

- 市指定無形民俗文化財をはじめ、各地に継承されている伝統文化の継承、後継者の育成支援を図ります。
- 文化財保護審議会の意見を尊重し、伝統文化の無形民俗文化財への指定も視野に入れながら、保存、継承の促進に努めます。
- 子どもたちが伝統文化への理解を深め、保存・継承に取り組めるような機会を設けます。
- 伝統文化に関連する施設の活用を図り、地域の歴史や文化の学習機会の提供に努めます。

三味線もちつき

（2）文化財等の保護、保存

【現状と課題】

本市は、歴史と自然の豊かな地域です。歴史的には、古墳時代から栄えた地域であり、多くの遺跡が存在します。古墳時代後期から古代にかけては阿波国内でも有数の勢力を有した地域であり、「段の塚穴」に代表される多くの古墳や、古代寺院の跡である郡里廃寺跡が残り、中世には脇城、岩倉城をはじめとする多くの城館がつくられています。そして、近代になると藍の集散地として発展し、その名残を残す脇町南町の重要伝統的建造物群があります。

自然環境も豊かで、多くの高山植物や巨樹、カモシカなどの天然記念物が多く見られます。

これらの恵まれた歴史、自然環境を後世に伝え、また現在の生活を豊かにするものとして保護、保存していく必要があります。

【施策の基本】

本市の文化を象徴する文化財の保護・保存・整備に努め、市民生活向上のための活用を図っていきます。

【施策の内容】

1．国指定史跡等の保存・管理

- 既指定地の公有化を進め、保護が必要な部分の追加指定及び公有化を図るなど、保存・管理のための整備を促進します。
- 周辺の史跡や文化財保護活動との連携や、教育、文化面での活用を図ります。

2．重要伝統的建造物の保存・修理

- 緊急性、効率性及び現代の生活様式との調和を図りながら保存、修復事業を進めます。
- 保存地区住民自らが、よく知り、愛着や誇りをもって保存・継承していけるよう、学習機会の提供や啓発に取り組みます。
- 保存地区全体の歴史的環境・景観の保全整備を進めます。

3．発掘調査、試掘調査の推進

- 埋蔵文化財保護の必要性の周知徹底を行うとともに、発掘調査による保護を図ります。
- 民有地の遺跡の保護を図るとともに、保存が危惧される遺跡の調査を進めます。

4．天然記念物の保護

- 適切な保護管理を進めるとともに、地域づくりや学校の環境学習面での活用を図ります。

2　芸術・文化の振興

（1）芸術・文化の振興

【現状と課題】

現在、心の豊かさやゆとりのある生活の重要性が見直されており、文化に対する期待や関心がますます高まってきています。また文化・芸術は地域の個性、独自性を生み出す重要な要素であり、魅力ある地域社会を創り出す強い力をもっています。

本市においては、公民館活動、集会所事業の各教室及び文化協会の活動や文化祭の開催等によって芸術・文化活動の振興に努めています。今後さらに、このような文化活動が市民の日常生活に根づき、生きがいづくりと多彩な交流に発展させていくためには、様々な活動を積極的に進める人材の確保や活動拠点施設、また気軽に活用できる文化施設等の環境整備が必要です。

【施策の基本】

市民が自主的に参加する芸術・文化活動の支援に努めるとともに、多彩な交流を促すイベントの開催や広報活動の充実、多様な芸術・文化団体等への活動支援及び、指導者やリーダー育成の充実を図り、格調高い芸術・文化風土の醸成に努めます。

【施策の内容】

1．文化活動の推進

- 地域住民の文化活動への参加、地域文化の交流、発展のため、多くの市民が積極的に参加できる文化祭などの充実を図ります。
- 芸能・芸術作品の展示や文化活動等の成果を発表する場を提供することで、市民の自主的、主体的な活動の活性化を図ります。また、優れた芸術・文化を鑑賞する機会の提供に努めます。
- 市文化協会を中心に各団体と連携を図りながら地域に根ざした魅力ある文化活動を促進します。
- 市民が、文化活動に気軽に利用できる施設の整備充実に努めます。

第6章

市民と行政による共創・協働のまちをつくる

Ⅰ　市民との共創・協働によるまちづくりを推進する

Ⅱ　将来を見据えた自治体経営を推進する

第6章　市民と行政による共創・協働のまちをつくる

Ⅰ　市民との共創・協働によるまちづくりを推進する

1　市民の主体的な地域づくりの推進

（1）地域コミュニティ活動の支援

【現状と課題】

近年の生活様式や個人意識の多様化は、地域コミュニティへの参加意識の希薄化を招いており、地域における市民相互の交流や連帯感は、以前に比べて弱くなっている傾向にあります。

本市には、地域コミュニティとして337の自治会があり、ここを中心に自主防災組織活動やボランティア活動を進めています。しかし、山間地域では、高齢化や過疎化が急速に進んだことで、限界集落の増加や自治会活動が困難な状況が目立ってきています。

こうした中で、市民自ら身近な課題を解決するため、従来のコミュニティ活動に加え、ボランティア、ＮＰＯなど、新たな活動団体の必要性が出てきており、より多くの人々の参画や連携によって活動の輪を広げていくことが重要です。

本市においても、ＮＰＯ団体等はまちづくりの推進や福祉の増進等、様々な分野で活動しています。このような、市民の自主的かつ主体的な活動と行政が、連携、連帯を強め、魅力ある地域づくりを実践し、それぞれの特色をもった各地域の今後の振興や課題の解決に向けた取り組みを進めることで、本市全体の発展と一体感の醸成につなげていかなければなりません。

【施策の基本】

自治会活動や公益的ＮＰＯ団体などの、市民が主体的に活動できる地域コミュニティ活動を支援します。

【施策の内容】

1．自治会活動の活性化

- 自治会の連携による組織や活動を支援します。
- 自治会活動の事例紹介や資料提供などの活動支援を行います。
- 自治会活動のリーダー育成や、人材発掘のための研修を行います。
- 地域活動の推進を図るため、より広域的な自治会組織の再編見直しを検討し、自治会活動の活性化を図ります。
- 自治会による自主防災組織の結成を促進します。

2．ＮＰＯ活動の支援

- 市民のＮＰＯ活動の理解を促すため、団体の取り組みのＰＲを行います。
- 活動の充実を図るための、研修の実施やリーダーの育成などの支援を行います。
- 活動の広域連携を図るための、連絡調整等の支援を行います。

3．地域コミュニティの支援

- コミュニティ事業の活用などにより、施設の整備や充実に努めます。
- 広域的なコミュニティ活動の推進を図り、多くの市民が自主的に参加し、主体的に運営する地域コミュニティの形成を支援します。
- 地域における課題の解決のため、地域自らがまちづくりの計画を作成し、行政と連携した事業の展開ができるような体制づくりを目指します。

防災訓練

2　市民参画の推進

（1）市民参画の推進

【現状と課題】

地方分権の進展や市民ニーズの多様化による行政課題の増大により、これまで以上に、市民と行政が知恵と力を出しあいながら、共創・協働によるまちづくりを進めていくことが重要となっています。

そのため、それぞれが主体的な役割を発揮し、協力していくことが必要であるとともに、市民と行政がお互いに情報を共有し、市民の意見や情報を市政に反映していく仕組みづくりや、パートナーシップの構築が求められています。

【施策の基本】

住民自治・団体自治の原点に立ち戻り、市民と行政がそれぞれの役割と責任を認識しながらまちづくりを進めていくための、共創・協働の仕組みを構築していきます。

【施策の内容】

1．共創・協働の仕組みづくり

- 各種計画等の策定にかかる審議会や委員会などへの公募委員の登用や市民ワークショップの開催、パブリックコメント（※）を実施するなど、施策立案や意思決定過程での市民参画の機会を充実します。
- 広報紙やホームページをはじめ多様なメディアの活用により、効果的な行政情報の提供に努めます。
- 自治会などによる地域住民組織や、ボランティアやＮＰＯなどによる市民活動団体との連携体制を構築し、それらの活動を支援しつつ、行政とのパートナーシップによるまちづくり活動を促進します。

※パブリックコメント：行政機関などの意思決定過程において広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して意思決定を行う制度。

3　情報通信基盤の整備

（1）地域情報化基盤の整備

【現状と課題】

国は、2010年をめどに世界最先端のＩＣＴ(※)国家として先導することを目標とする「u-Japan政策(※)」の推進により、「いつでも、どこでも、何でも、だれでも」ネットワークにつながるユビキタスネット社会(※)を実現し、少子高齢化をはじめとする社会的課題の克服に役立てるとしています。

このような中、超高速インターネット接続環境の整備がされ、通信機器の技術革新や価格の低廉化が実現されるなど、高度情報化社会は急速に進んでいます。また、2011年には地上アナログテレビジョン放送が終了することから、地上デジタルの視聴対策が全国的に大きな課題となっています。

本市においては、現在、民間通信事業者により高速インターネット通信サービスが一部の好条件地域のみで提供されています。一方で、オフトーク通信サービスは、施設の老朽化などにより加入者の減少が続いており、次世代の情報提供システムの導入が急がれます。

これらの諸課題を解決するために、情報通信基盤の整備を早期に行い、市内全域で均一な情報伝達が可能となるシステムの構築が必要です。

【施策の基本】

光ファイバーを活用したブロードバンド環境の整備により、情報通信環境の格差を解消し、ユビキタスネット社会に対応した整備を計画的に行います。

※ＩＣＴ：ＩＣＴとは、Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術を表す言葉。日本ではＩＴ（Information Technology）が同義で使われていたが、ＩＴに「Communication（コミュニケーション）」を加えたＩＣＴの方が、国際的には定着していることを踏まえ、総務省より出されていた「ＩＴ政策大綱」が、2004年度より、「ＩＣＴ政策大綱」に名称変更されている。

※u-Japan政策：総務省が2004年に策定したIT政策。ネットワーク・インフラやITサービスをさらに発展させ、2010年を目標に世界最先端の「ユビキタスネット社会」へと発展させていくことを目指している。

※ユビキタスネット社会：ユビキタスの語源はラテン語で、いたるところに存在する（偏在）という意味。インターネットなどの情報ネットワークに、いつでも、どこからでもアクセスできる環境を指し、ユビキタスが普及すると、場所のとらわれない働き方や娯楽が実現できるようになる。

【施策の内容】

１．情報通信基盤の整備

●加入者系光ファイバーアクセス網を整備し、超高速インターネット、ＩＰ電話サービスの実現を進めます。

●オフトーク通信にかわる次世代通信システムとして、音声告知放送システムの導入を図り、タイムリーな行政情報・防災情報の提供を図ります。

●光ファイバーの余剰心線を活用した、地上テレビジョン放送サービスなどを実現させます。

（2）ＩＣＴの普及・啓発

【現状と課題】

インターネットをはじめとする情報通信技術（ＩＣＴ）が急速に発達し、世界的なネットワークのもと、国内、国外を問わず必要とする情報を瞬時に得ることが可能となり、職場や家庭生活に広く普及してきました。

このようなことから、ＩＣＴの有効な活用により、市民が暮らしの中で必要な情報が容易に得られ、地域の活性化と安心・安全なまちづくりにつながるシステムをつくり、それをだれもが利用できる環境づくりを図っていくことが重要となっています。

また、情報ネットワークの様々な利活用シーンのアイデアを行政、市民がともに出しあいながら地域の活性化に結び付けて行くことが求められています。

【施策の基本】

ＩＣＴによる便益を最大限に利用することで、地域の活性化や、市民サービスの向上を図り、地域のだれもが「いつでも、どこでも、何でも、だれでも、身近に」ふれあえる取り組みを進めます。

【施策の内容】

1．ＩＣＴの推進

- 行政の情報化を一層進め、市民が市役所に出向くことなく行政手続や相談ができるようなシステムの構築に努めます。
- 災害時の緊急連絡や、防災情報の迅速な伝達等、安心して暮らせるまちづくりに活用します。
- 高齢者などの健康管理や見守り支援、子育て支援等、少子高齢化対策としての活用を進めます。
- デジタル教材の共有化やテレビ会議システムなどにより学校教育、生涯学習環境の提供を図ります。
- 産業の活性化や農業の振興を図るために、インターネットを活用した地域の特産品販売や企業活動支援、高付加価値商品の創造を目指します。

2．ＩＣＴの普及・啓発

- 情報通信技術を地域のだれもが扱えるように、パソコンやインターネットの体験教室や講習会を行い、市民の情報活用能力の向上を図ります。
- ＩＣＴの利便性を全市民が享受できるよう、ＩＰ電話やＣＡＴＶによる自主放送など、暮らしに密着した情報化を進めます。
- 地域特性にあった情報化を進めるために、市民や企業の意見・提言を十分に情報化施策に取り入れます。

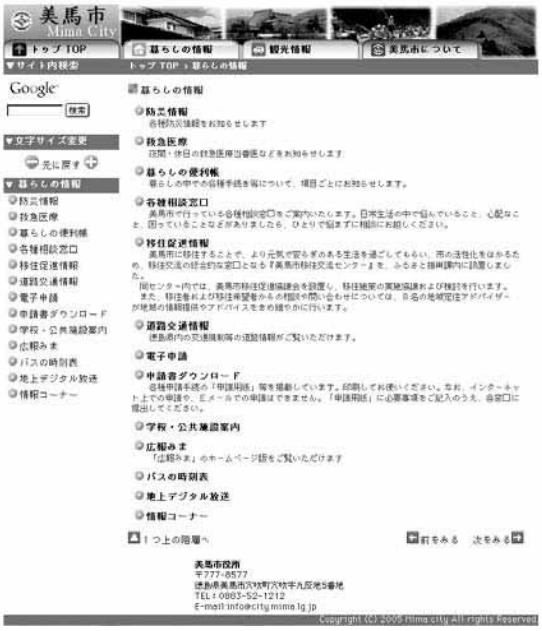

市公式ホームページ

4　提供情報の充実

（1）情報公開制度の充実

【現状と課題】

人々の価値観やライフスタイルが多様化する中で、各地方自治体がそれぞれの地域特性を踏まえながら、市民が望むまちづくりを進めるために、市民の参画を得て、地方自治のあり方を見つめ直すことが必要になっています。そのために、市民が必要とする行政の情報を積極的に公表、公開し、市民と行政が共通認識をもって、市民参画、協働を進めていかなければなりません。

本市では、平成18年に美馬市情報公開条例及び個人情報保護条例を制定し、その積極的活用がなされているなど、市民全体にその意義や目的が広がりつつあります。

個人情報保護については、近年、官公庁や企業などで保有している個人情報が流出し、個人の財産権や生存権を侵害する多くの社会的問題が発生していることから、行政側の個人情報の取得・保有に対する正確かつ適正な対応が求められています。

今後も、情報公開制度及び個人情報保護制度の正確かつ適正な運用を行い、市民の参政権と権利利益を確保し、かつ、行政としての説明責任や情報提供を推進することが求められています。

【施策の基本】

市民から信頼される開かれた行政を実現させるため、情報公開制度の充実を図ります。

【施策の内容】

1．情報公開制度・個人情報保護制度の積極的運用

- 文書や会議などの行政情報の積極的な公開を行います。
- 情報公開及び個人情報保護に対する職員意識の向上を目指し、教育・啓発を実施します。
- 情報公開の迅速化を図り、正確性を期するため、総合的な文書管理システムの導入に努めます。

（2）広報広聴活動の充実

【現状と課題】

市民と行政が共創、協働でまちづくりを進めるためには、日ごろから市政に関する情報をわかりやすく、様々な方法で市民に伝えることが必要です。また、市政に対する市民の意見を聴き、施策に役立てることで、市民と行政との信頼関係が築かれ、活力があり、住みよいまちづくりが実現します。

本市では、「広報みま」を毎月市内全世帯に配布し、住民生活に必要な情報の提供に努めています。また、市の公式ホームページによる、市のＰＲ、情報発信も広がっています。また、オフトーク放送や防災行政無線放送は緊急時や市内の企業情報、イベント情報などの広報に役立っています。

今後は、このような広報活動をさらに充実させるとともに、新しい情報提供手段であるＩＣＴの活用などを推進していく必要があります。

また、生活形態や市民意識の多様化から、市民の行政に対する要望は多種多様となっています。情報通信技術の活用を進めるとともに、懇談会やパブリックコメント制度などを通じ、市民の様々な意見を聴取することが重要となっています。

【施策の基本】

広報紙、市公式ホームページを中心とした広報活動を一層充実させるとともに、市民意見の聴取に努めます。

【施策の内容】

１．広報活動の充実

- 市民の市政への関心と参画意識を高めるために、広報紙やホームページなど、各種情報提供手段の充実を図るとともに、要覧等の市のＰＲ資料を作成します。
- 新しい情報通信技術を活用した的確、迅速な提供手段の導入を図ります。

２．広聴活動の充実

- あらゆる機会を通して、市民と行政の円滑な情報の交流を深め、市民の意見や要望を市政に反映できる体制づくりに努めます。
- 市民の意見が、日常的に市行政に伝達できる仕組みをつくります。

市民とともに考える

Ⅱ　将来を見据えた自治体経営を推進する

1　効果的・効率的な行財政運営の推進

（1）効果的・効率的な行財政運営の推進

【現状と課題】

少子高齢化や地方分権の進展、市民ニーズの多様化など、自治体を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

このような中で、自治体はこれまでの様々な制度や仕組みを根本から見直すことが必要であり、自らの責任と自らの判断で行政の施策・サービスの内容を決定し、実行していくことによって自治体の自主性・自立性を強化していくことが求められています。

また、限られた財源を効率的、効果的に活用していくためにも、これまで以上に経営感覚をもった行財政運営を行う必要があります。

そのためには、総合計画による施策展開を予算に反映させるとともに、ＰＤＣＡサイクルに基づく見直し結果を、今後の施策に活かしていく体制を確立していくことが重要です。

【施策の基本】

行財政システム改革の基本方針に基づき、本市が取り組む各種事務事業について、有効性、投資効果等に着目し、検討していくとともに、将来を見据えた行財政システムの確立を市民とともに進めていきます。

【施策の内容】

1．行政運営の効率化

- 効率的に事務事業を遂行するため、事務事業評価システムを導入し、併せて事務事業の再編・整理、廃止・統合に努めます。
- 公共サービスの領域について検討し、民間委託等の推進や指定管理者制度の活用などにより、民間の活力や能力の導入に努めます。
- 市民の利便性に基本をおきながら、簡素で効率的な組織へと、施設面も含め見直しを行います。
- 事務事業の見直しの中で、あるべき適正な職員数の把握に努め、長期的な視野に立った定員適正化に努めます。
- 高度化する行政課題・行政要望に対応できる職員を育成するため、総合的・体系的な人材育成に努めます。

2．財政運営の健全化

- 総合計画との整合性を図りながら財政健全化計画を策定し、計画的な財政構造の改善に努めます。
- 経費全般について徹底的な見直しを行い、その節減及び合理化に努めます。
- 公共料金について、公平性と公益性に配慮しながら、定期的な見直しを進めていきます。
- 負担の公平性を確保するため、適正な課税客体の把握を行うとともに、市税等の滞納を防止し、徴収率の向上に努めます。

市庁舎

2　広域行政の推進

（1）広域行政の推進

【現状と課題】

地方分権、少子高齢化、国際化、情報技術の進展に伴い、行政ニーズは多様化・複雑化し、本市のような小規模な自治体では対応しがたい問題が増加しています。また、明石海峡大橋、四国縦貫自動車道などが整備され、京阪神諸都市から2時間圏内となり、広範囲な交流が可能なため、広域交流拠点としても発展が期待される地域となっています。

本市においては、これまで美馬地区広域行政圏としてつるぎ町と、ごみ・し尿の共同処理、消防・救急業務、火葬業務、要介護認定業務など、その効率性・効果性を考慮して、様々な業務を共同処理してきましたが、今後、ますます地方分権が進むと考えられる中、今後のあり方を検討する必要があります。

【施策の基本】

分権型社会を迎え、厳しい財政状況のもと、広域的な行政課題への対応と、より質の高い市民サービスの提供や地域の活性化を目指し、広域行政体制の見直しを進めます。

【施策の内容】

1．事務処理地域・圏域の見直し

●高度化・複雑化する市民ニーズに対応するための事務処理地域・圏域の見直しを行います。

2．関係機関との連携の強化

●国、県、関係機関との連携を強化し、圏域の発展に寄与する事業の実施や有効な制度の利用により、積極的な広域行政を進めていきます。

資料編

1.総合計画策定まで

市民意識調査
（アンケート）

2006（平成18）年
1月～2月
　アンケート調査　回収率70.4%

まちづくり市民会議

7月～8月
　まちづくり市民会議全体会
　基盤整備・環境部会（2回）
　保健・福祉部会（2回）
　教育・文化部会（2回）
　産業部会（2回）

地域審議会

11月
　各地区地域審議会諮問
12月
　各地区地域審議会答申

パブリックコメント

2007（平成19）年
1月～2月
　パブリックコメント受付

美馬市総合振興計画策定審議会

1月
　基本構想・基本計画について諮問
2月
　基本構想について答申
3月
　基本計画について答申

美馬市議会

3月16日　基本構想議決

美馬市総合計画

2．美馬市総合振興計画策定審議会委員名簿

	氏　名	所　属　等
会　長	中　村　昌　宏	徳島文理大学　総合政策学部　学部長
副会長	近　藤　光　男	徳島大学　工学部　副学部長
委員	山　本　　準	鳴門教育大学　教授
	常　松　留　雄	元 徳島新聞社東京支社長
	逢　坂　道　幸	美馬地区地域審議会
	佐　藤　一　夫	脇町地区地域審議会
	緒　方　勝　義	穴吹地区地域審議会
	経　塚　和　義	木屋平地区地域審議会
	伊良原　和　夫	市自治会連絡協議会
	和　田　敏　行	美馬青年会議所
	藤　田　育　美	市連合婦人会
	梶　浦　豊　子	市社会福祉協議会
	佐　藤　嘉　男	市民生委員児童委員協議会
	斎　木　　喬	市医師会
	小　田　一　夫	商工会代表
	尾　形　英　雄	美馬農業協同組合
	東　埜　正　一	美馬南部森林組合
	北　岡　　衛	市文化協会
	中　川　達　雄	市人権教育推進協議会
	南　　邦　明	市体育協会
	安　達　英　雄	一般公募
	森　本　　昇	一般公募

3．まちづくり市民会議委員名簿

代　表　後藤　忠夫
副代表　小笠　　功

◎部会長、○副部会長

部　会　名	氏　　名	区　　分
基盤整備・環境	北條　健彦	美馬青年会議所
	新居　和男	自主防災組織（拝東防災会）
	田中　義美	美馬体験交流の会
	真鍋　政利	市補導員連絡協議会
	◎小笠　　功	一般公募
	藤澤　　進	一般公募
	○小田　完二	一般公募
保健・福祉	○藤川　益子	市健康づくり推進員
	藤島　清治	市身体障害者連合会
	南　　幸子	市手をつなぐ育成会
	藤畠佳代子	脇町児童クラブ運営委員会
	佐藤　嘉男	一般公募
	塩田　幸雄	一般公募
	◎滝川　清一	一般公募
教育・文化	出原　京子	市ＰＴＡ連合会
	中川　達雄	市人権教育推進協議会
	○前野　久代	市子ども会連合会
	鍛治谷欽一	木屋平地域づくり実行委員会
	西野　誠子	一般公募
	藤本　善高	一般公募
	◎後藤　忠雄	一般公募
産　　業	○藤田　茂樹	市農業後継者クラブ
	天田　善信	木屋平林業推進協議会
	中川　竹子	市生活研究会
	藤川　和幸	市の経済活性を考える会
	◎安達　英雄	一般公募
	逢坂　数実	一般公募
	清田　一夫	一般公募

4．美馬市地域審議会委員名簿

	美馬地区	脇町地区	穴吹地区	木屋平地区
会　長	逢坂　道幸	佐藤　一夫	緒方　勝義	経塚　和義
副会長	藤島　邦照	尾形　英雄	大塚　賀璋	内山　清
委　員	荒岡　千良	青山千予美	安達久美子	荒井　和志
	石川　幸枝	伊良原和夫	大塚知恵子	梅津　芳夫
	宇山　久子	佐藤　達郎	武田大三郎	浦　喜一
	逢坂　俊一	篠原　玄雄	津川　政仁	奥坂　能久
	黒長　初男	篠原　輝雄	長田　竹子	黒岩　誠治
	武田　嘉彦	多田　悦子	中山　由太	中西　勉
	田中　義美	出原　茂美	根本　和典	新居　和世
	藤本　善子	中川　竹子	森上　嘉憲	秦　豊治
	藤原　武志	北條　健彦	山口　敏之	平井　啓子
	美馬　元子	南　邦明	横畠　康博	宮前　手伸

美 馬 市 総 合 計 画

発行：美馬市　企画総務部　企画調整課
〒777-8577　徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
TEL.0883-52-8002　FAX.0883-53-9919

四国のまほろば　美馬市

美馬市総合計画